

# 富士見市基本構想策定ふじみ 市民会議検討調書

平成21年11月

第4次基本構想		第4次基本構想・後期基本計画		担 当 部 会 名
富士見市の 将来都市像	将来都市像実現のための6つの基本目標	施策の大綱	ペ ー ジ	
		大 柱〔節〕		
<p>人と人、人と自然のふれあいを通して、すべての市民が人と自然に対し、思いやりを持って接することができる生活環境を創造することにより、富士見市が豊かに発展していくことをめざします。</p> <p>く人と自然く ふれあいと思いやりあふれる 生活環境都市</p>	1 自然と共生するまち	1 計画的な土地利用	2	まちづくり環境・建設部会
		2 水と緑の保全と活用	5	
		3 生活環境の保全	8	
	2 安全で快適に暮らせるまち	1 市街地の整備	12	
		2 道路・交通環境の整備	16	
		3 上水道の整備	21	
		4 下水道の整備	24	
		5 防災・防犯対策の充実	26	
		6 火葬場・斎場の整備	29	
	3 健康で安心して暮らせるまち	1 健康づくりの推進	32	
		2 地域医療体制の充実	34	
		3 地域福祉推進体制の充実	36	
		4 児童福祉の充実	38	
		5 高齢者福祉の充実	41	
		6 障害者福祉の充実	44	
		7 生活援護の充実	48	
	4 心豊かな文化を育てるまち	1 人権の尊重	52	
		2 生涯学習推進体制の充実	54	
		3 学校教育の充実	56	
		4 市民文化の創造	62	
		5 文化財の保存と活用	64	
		6 社会教育の充実	67	
		7 生涯スポーツ・レクリエーションの充実	70	
		8 国際交流の推進	72	
5 活気に満ちた産業のあるまち	1 農業の振興	76		
	2 商工業の振興	79		
	3 観光の振興	81		
	4 消費生活の充実	82		
	5 勤労者福祉の充実	84		
6 市民と行政が共につくるまち	1 市民自治の拡充	86		
	2 コミュニティの推進	89		
	3 男女共同参画の推進	91		
	4 広域行政の推進	93		
	5 計画的な総合行政の推進	94		
	6 自治の拡充と財政基盤の確立	99		

基本構想策定ふじみ市民会議の委員の皆様には、この調書(担当部会の該当部分)を用いて、各施策の取組み内容、実績を踏まえた市の現状を把握し、今後の課題を中心に考えや意見などを出し合ってください。

本調書は、第4次基本構想で定めた将来都市像「人と自然 ふれあいと思いやりあふれる生活環境都市」の実現に向けた後期基本計画に基づく取組み実績、現状及び今後の課題などを中心に庁内専門部会で整理したものです。

調書の構成は、大柱(基本目標を達成するために取り組むべきまちづくりの基本方針)単位となっています。

検討にあたっては、この調書のほかに富士見市の現状、分野別の行政水準がわかるデータ等の情報提供を行います。

# 第1章

## 自然と共生するまち

## 1 目標

- 自然と調和したうまいのあるまちをつくるため、あらたな緑の創出を含め水と緑の保全を図り、秩序ある土地利用につとめます。
- 良好な都市機能・都市環境を有するまちの形成を図るため、長期的な視点に立った計画的な土地利用をすすめます。
- 地域の持つ特性や資源をいかした土地利用をすすめ、個性あるまちづくりをめざします。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
計画的な土地利用	(1) 総合的な土地利用の推進	①総合的な土地利用の推進
	(2) 都市的土地利用の推進	①計画的な市街地の形成 ②地域別まちづくりの推進
	(3) 農業的土地利用の推進	①農業的土地利用の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 総合的な土地利用の推進 達成度：B

#### 総合的な土地利用の推進

- ・基本構想及び都市計画マスタープランにより、地域特性にあった土地利用を誘導し、魅力あるまち、住み続けたいまちを創造するため、関係権利者と合意形成が整った地区について、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の指定、地区計画の決定とともに地区計画の建築条例化を図った。

#### 【鶴瀬駅東口地区】

区画整理事業に併せ、関係権利者との合意形成により、用途地域の変更、防火地域の指定、地区計画の決定（平成18年12月1日）及び建築条例化（平成19年4月1日）を行った。

#### 【既存地区計画区域（針ヶ谷地区・鶴瀬駅西口地区・勝瀬原地区）】

地区計画の建築条例化に向け、意向確認調査及び地区別説明会を実施した。各地区とも建築条例化の意向が高く、同結果を基に建築条例化（平成21年6月1日）を行った。

#### 【つるせ台地区】

関係権利者が1名（UR都市機構）で地区計画素案作りの段階から建築条例化を確認、共同で作業を実施し、地区計画の決定（平成20年11月21日）及び建築条例化（平成21年6月1日）を行った。また、併せて同地区全域を準防火地域に指定した。

### (2) 都市的土地利用の推進 達成度：B

#### 計画的な市街地の形成

- ・ふじみ野駅周辺では現在、組合施行により「勝瀬原特定土地区画整理事業」が、また、鶴瀬駅東西口周辺では市施行による「鶴瀬駅東口土地区画整理事業」「鶴瀬駅西口土地区画整理事業」がそれぞれ進められており、本地区の都市基盤整備を進めている。
- ・旧暫定逆線引き地区（水子・諏訪）は、地元地権者組織との検討をはじめ、本地区の早期の都市基盤整備実現に向けた取り組みを実施している。

- ・柳瀬川水辺都市ゾーンについては、新市街地の整備と新河岸川総合治水計画に位置づけられている河川調節池を一体的に整備し、魅力的な都市づくりに向けた検討を実施している。
- ・シティゾーンについては、基本構想に基づき計画的な土地利用の実現に向けた取り組みを実施している。
- ・開発行為等に関する指導要綱の行き過ぎ是正の徹底については、国より幾度となく通知が出されているところであり、このことは申請する側にも周知され、指導要綱による指導が非常に難しくなっている状況にある。現在は、道路の中心後退などは極力お願いし、開発協力金については説明をさせて頂くなど、指導内容にメリハリをつけ申請者側の理解が得られるよう指導を行っている。事前協議制をとっており、効果は出ている。

#### 地域別まちづくりの推進

- ・地域特性にあったまちづくりを誘導するために、都市計画マスタープランに基づき、関係権利者との協働による計画の発案、合意形成を図り各種都市計画の決定を行った。

### (3) 農業的土地利用の推進 達成度：B

#### 農業的土地利用の推進

- ・農業的土地利用の推進を図るため、農業振興地域整備計画の見直しについて検討した。
- ・農用地の利用調整（利用権設定や作業受委託等）の推進を図った。
- ・平成18年度に、土地利用計画に基づき、シティゾーンの15.1haを農用地区域から除外した。（計画変更年月日 平成18年6月6日）
- ・平成20年度に、農業振興地域整備計画見直しの判断材料とする「農業者の意向調査」を実施し、農業経営、農業生産、営農方針及び農地の保全について、集計表の作成と農家の意向・意識について分析した。（回収率84%）  
なお、平成21年度においては、意向調査結果を基に農業者と意見交換を実施していく。  
※「農業者の意向調査」については、平成12年の法制化に基づき5年おきに実施している。

## 4 今後の課題

### (1) 総合的な土地利用の推進

#### 総合的な土地利用の推進

- ・富士見市都市計画マスタープランの見直し  
平成21～22年度に見直しがある第5次基本構想の土地利用構想に整合した計画とするための見直し作業の実施と、見直しを行った計画を具体化し施策を展開していくための検討が必要となる。
- ・スプロール化（無秩序な開発）の進んだ地区や基盤整備が遅れている地区について、地域特性に合った整備手法の検討が必要となる。
- ・少子高齢化社会による人口減少等の影響で、住居系の線引き拡大が困難になっている。
- ・都市計画は広域に影響し、個人の財産権に対し公法上の制限を加えるものであることから、関係者全体の合意や同意を図ることが大変困難である。
- ・旧暫定逆線引き地区（水子・諏訪）の市街化区域再編入に伴い、地区計画の決定及び建築条例化を実施することとなるが、既存の「保全型地区計画」と違い「整備型地区計画」の決定となることから、地区計画の運用にあたっては多くの課題が見込まれる。

## ( 2 ) 都市的土地利用の推進

### 計画的な市街地の形成

- ・鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組み。
- ・旧暫定逆線引き地区（水子・諏訪）の市街化区域再編入とその後の計画的かつ早期の都市基盤整備の実現。
- ・柳瀬川水辺都市ゾーン及びシティゾーンなど、新市街地における計画的かつ適正な土地利用の実現。
- ・新市街地整備は、少子高齢化による人口減少が叫ばれる中、住居系の市街地拡大が非常に厳しい時代を向かえる。
- ・指導要綱の中で寄付金（開発協力金・負担金）を求めている市は県下では当市を含め6市まで減少している。開発許可権限が県から市に権限移譲されたこともあり、法律で決められている以上の負担を申請者側に求める指導要綱は、国の是正通知もあることから、限界を迎えつつある。

### 地域別まちづくりの推進

- ・富士見市都市計画マスタープランは、第5次基本構想の土地利用構想に整合した計画とするための見直し作業を実施する必要がある。また、現在のマスタープランは、具体的な方向性の記述が少なく施策展開に一部支障が生じていることから、見直し作業においては施策内容を具体化する必要がある。

## ( 3 ) 農業的土地利用の推進

### 農業的土地利用の推進

- ・農地の利用調整等により、優良農地の確保や利用集積の拡大等を実施する必要がある。
- ・耕作放棄地の解消や優良農地を保全していくための体制や仕組みの構築と合わせ、無秩序な農地転用を防止するための制度の検討など、計画的な土地利用を推進する必要がある。
- ・全体計画の中で土地利用の見込みがないことから、農地利用を含めた再検討も必要となる。
- ・平成21～22年度整備計画書の作成にあたっては、農家意向調査と基礎調査を元に検討資料を作成し、農家の意向が十分反映できるようにする必要がある。

## 1 目標

- 市内に残された斜面林、屋敷林、河川、湧水などの水と緑を構成する自然環境の保全と再生につとめ、近隣市町と連携し、生物多様性を確保したビオトープネットワークの形成を図ります。また、市民とともに自然を守るための体制づくりにつとめ、水と緑の豊かなまちづくりをすすめます。
- 市内に残る多くの緑地、湧水など水と緑の拠点と、歴史・文化遺産の拠点とをつなぐ施設整備を行い、自然と歴史・文化遺産の保全と活用を図ります。
- 公共施設の緑化、街路樹の整備を推進し、新たな緑の創出を図るとともに、自然景観や地形などの地域の特性をいかしながら、緑の保全・創出、スポーツ・レクリエーション、防災など特色ある公園の整備とその適正な配置、維持管理につとめます。
- 生態系に配慮した河川整備をすすめるとともに、都市機能の整備を含めた水辺や調節池の複合的な活用を図り、水辺に親しめるまちづくりをすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
水と緑の保全と活用	(1) 自然環境の保全	①自然環境の保全 ②自然環境保全の体制づくり
	(2) 水と緑に親しむまちづくり	①公園・広場の整備 ②緑化の推進 ③水と緑のネットワークづくり

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 自然環境の保全 達成度：A

#### 自然環境の保全

- ・市民緑地、保存樹木、緑の散歩道等の制度とあわせ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行っており、市街化区域については、ほぼ100%近く緑地保全がなされている。
- ・町会を通じ緑の募金を実施し、緑の保全の大切さを周知するとともに、緑地保全基金への協力を得ている。
- ・緑地保全基金残高 245,000千円 平成21年4月1日現在  
(基金による取得実績：諏訪の森・貝戸の森)
- ・市民緑地 3箇所 11,007㎡
- ・緑の散歩道 9箇所 18,504㎡
- ・保存樹林 1箇所 5,186㎡

#### 自然環境保全の体制づくり

- ・協働の公園づくり等を進めてきた結果、諏訪の森、谷津の森、石井緑地公園等の中で清掃等のボランティア活動がおこなわれている。

## ( 2 ) 水と緑に親しむまちづくり 達成度：A

### 公園・広場の整備

- ・市民と協働で、自然景観、地形などを生かした特色ある公園や広場の整備を推進した。
- ・公園や広場の維持管理等について市民との協働を推進し、市民に身近な公園づくりを図った。
- ・(仮称) つるせ台公園については、設計当初より協働の公園づくりとして地域住民が参加している。
- ・前沼公園拡張整備 0.4ha
- ・やまがた公園整備 0.1ha
- ・勝瀬原記念公園整備 1.2ha
- ・遊具の更新、整備
- ・(仮称)つるせ台基本設計作成

### 緑化の推進

- ・生垣設置補助金の支給。
- ・保存樹木・樹林所有者への補助金の交付。
- ・花と緑の育て人(ボランティア)を立ち上げ、公共施設の花壇の管理をお願いしている。
- ・開発業者に対する公園緑地部分の指導。

### 水と緑のネットワークづくり

- ・市民が自然と触れ合う憩いの場、歴史ある公園等の散策用に「富士見市公園マップ」を作成し、公共施設の窓口配布等による啓発を実施した。

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 自然環境の保全

#### 自然環境の保全

- ・引き続き市民緑地や保存樹林などの制度を保持し、緑地保全基金の活用により、自然環境の保全に努めるとともに市民等との協働の維持管理を検討していく必要がある。
- ・旧暫定逆線引き地区(水子・諏訪)の地区計画による市街化区域再編入に伴い、残されている緑地等の保全に対する検討が考えられる。
- ・保存樹木の指定は、条例の基準に該当する樹木があれば検討をしなければならないが、現状把握されていない。
- ・自然環境、緑化推進、公園・広場整備を含め、緑の基本計画の見直しの時期に来ている。
- ・緑地保全基金の充実を図り、より一層の緑地保全を進める必要がある。
- ・市民緑地・緑の散歩道等において、落ち葉、日照不足等隣接住民の苦情が多くなっているが、緑地機能の大切さや重要性について理解を得ていくことが重要である。

#### 自然環境保全の体制づくり

- ・環境保護・緑化推進団体等と連携し、市民との協働による自然環境保全を図っていく必要がある。

### ( 2 ) 水と緑に親しむまちづくり

#### 公園・広場の整備

- ・利用者のモラルの低下が見受けられ、隣接住民からの苦情も増加している。
- ・遊具の安全性確保や樹木の高木化への対応等、維持管理面における要望が増加している。
- ・公園整備は、遊具・樹木等の維持管理面を想定し、費用負担等を少なく抑えるよう努める。
- ・着実に都市公園面積は増えているが、緑の基本計画に基づき、更なる設置が必要である。



- ・ 6割近い公園は区画整理事業により整備されたものであり、新規の土地取得による整備が困難になりつつある。
- ・ 公園を創出するには、土地購入等財政の厳しい状況から借地等の検討も踏まえ、整備を図っていく。
- ・ 維持管理面については、新規設置に当たり十分な経費節減を検討するほか、協働による公園づくりが望まれる。

#### **緑化の推進**

- ・ 生垣設置補助金について、予算の範囲内で補助しているが、利用件数が年々少なくなってきた。

#### **水と緑のネットワークづくり**

- ・ 市民が散策したくなるような施設の整備や関連機関との調整が必要となる。水と緑と歴史のルート整備は計画的に進めていく必要がある。

## 1 目標

- 生活に快適な環境を維持・保全していくため、省エネルギーや太陽熱利用などの新エネルギーの導入を含めた資源の有効活用をすすめるとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境問題を身近に認識し、活動することのできる体制の整備と環境教育を推進し、環境にやさしいまちづくりをすすめます。
- 廃棄物等の発生抑制、再資源化を市民、事業者、行政が一体となってすすめるとともに、環境に負荷をかけない適正な廃棄物等の処理体制の強化を図り、循環型社会の形成につとめます。また、最終処分場の確保や廃棄物等の処理における企業責任者等の明確化について、国・県への要請を含め、検討しておきます。
- 大気汚染や水質汚濁など各種公害に対する監視、規制の強化を図るなど、公害防止体制の整備をすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
生活環境の保全	(1) 生活環境保全の推進	①生活環境保全の推進
	(2) 資源循環の推進	ごみ減量の推進 ②省・新エネルギー化の推進
	(3) 公害監視体制の充実	①公害監視体制の充実
	(4) し尿処理の充実	①し尿処理の充実

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

(1) 生活環境保全の推進	達成度：B
---------------	-------

### 生活環境保全の推進

- ・富士見市をきれいにする条例施行(平成19年度)  
歩行喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置等に関しては、個人のマナーの問題として取り扱ってきたが、清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的に条例を制定し基本的なルールを定めた。
- ・富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置(庁内組織・平成16年度～継続中)
- ・環境審議会の開催(平成16年度～随時)
- ・環境基本計画の見直し、行動計画の策定(平成19年度)
- ・環境施策推進市民会議活動の推進(補助金の交付、平成15年度～継続中)
- ・環境問題啓発ポスターの募集と表彰(～実施中)
- ・富士見ふるさと祭りの開催(環境部会、～継続中)  
地球温暖化をテーマとし、壁面緑化の展示やレジ袋削減のためのマイバッグ推進をPR
- ・富士見市の環境(年次報告書)の発行(～継続中)

**( 2 ) 資源環境の推進 達成度：B**

**ごみ減量の推進**

- ・ 集団資源回収実施団体奨励金の交付(平成2年度～継続中)  
NPO・PTA・こども会育成会等61団体が登録し、平成21年度は58団体が活動

**※団体での回収量**

平成18年度 1,562,197 k g 平成19年度 1,514,721 k g 平成20年度 1,560,668 k g

- ・ 生ごみの有機堆肥化の推進  
公共施設生ごみの堆肥化(継続中)・生ごみ処理容器購入費補助(平成2年度～継続中)
- ・ 一般廃棄物処理基本計画の平成22年度見直し及び発刊をするための予備作業を実施
- ・ ごみ収集の有料化の検討(継続中)

**省・新エネルギー化の推進**

- ・ 富士見市版環境家計簿の作成(～実施中)
- ・ 庁舎内の冷暖房の適正な温度設定・管理(夏28度、冬20度・平成19年度～実施中)
- ・ 公共施設への太陽光発電システム導入(3箇所・市民文化会館・鶴瀬西交流センター・ふじみ野交流センター)
- ・ 公用車に天然ガス車、ハイブリッド車、低燃費車の導入
- ・ 各課に地球温暖化対策実行計画推進員を選任(平成19年度～実施中)
- ・ 地球温暖化対策実行計画策定(平成18年度)
- ・ 実行計画に基づく温室効果ガス削減目標の設定  
二酸化炭素の削減率(16年度値基準) 平成20年度 3% 平成22年度 6%

**( 3 ) 公害監視体制の充実 達成度：C**

**公害監視体制の充実**

- ・ 公害等(騒音、振動、悪臭、野外焼却、水質、鳥獣害虫、雑草等)の苦情や相談をうけた場合は現地に出向き、確認・調査のうえ、発生元(源)の除去、撤去、駆除、捕獲を実施するほか、所有者や管理者等に、口頭や文書により適正な管理を促す等、随時適切な対応を実施した。
- ・ 公害等の苦情や相談件数は平成18年度90件、平成19年度87件、平成20年度58件と減少傾向にある。
- ・ ダイオキシン類に関する大気及び土壌調査の実施(年1回、市内4箇所、昭和60年代～継続中)。調査結果を市ホームページに掲載し周知を図った。
- ・ 二酸化窒素に関する大気調査の実施(年2回、市内26箇所)
- ・ 河川水質調査の実施(新河岸川、柳瀬川、砂川堀、富士見江川上流・中流・下流、唐沢堀)

**( 4 ) し尿処理の充実 達成度：A**

**し尿処理の充実**

- ・ 入間東部地区衛生組合で、し尿処理施設の適正な管理・運営を行っている。
- ・ 公共下水道の未整備区域内の一般家庭や仮設トイレ及び浄化槽の汲み取り処理をしている。
- ・ 入間東部地区衛生組合(構成団体：富士見市・ふじみ野市・三芳町)へ、し尿処理負担金を支出している。

平成18年度 90,045,749円

平成19年度 75,749,790円

平成20年度 84,795,694円

平成21年度 72,295,000円(予算)

## 4 今後の課題

### (1) 生活環境保全の推進

#### 生活環境保全の推進

- ・富士見市をきれいにする条例に基づく施策をより具体化するため、「美化推進計画」を早期に策定する必要がある。また、計画を推進する組織、美化推進重点区域、路上喫煙禁止区域等の指定、他団体等との協力関係が重要となる。
- ・同条例は罰則等がないため、個人のマナーやモラルに頼らざるを得ない部分がある。
- ・環境施策推進市民会議については、自主的・自立的な活動の推進を促す必要はあるが、任期が2年と短いため地域に定着しづらいなど難しい面もあり、市内4ブロックによる、より地域に根ざした活動を定着させる。また、各地区町会との連携活動が重要である。

### (2) 資源環境の推進

#### ごみ減量の推進

- ・家庭から排出されるごみの減量化をさらに進めるため、ごみの分別等をPRし、徹底していく。
- ・ごみ収集の有料化については、志木地区衛生組合構成市（富士見市・志木市・新座市）の統一性を図る必要があることから、有料化の前に生ゴミの水切りの徹底やレジ袋の削減等、ごみの発生抑制をさらに進めながら検討をする。
- ・清掃作業職員の定年による減少化に伴い、直営、委託の範囲を考慮した収集体制の計画的な見直しが必要である。
- ・公共施設から出た生ごみを全て堆肥化しており良好な成績を収めているが、家庭用の生ごみ処理容器等購入費補助件数は目標値より減少している。
- ・コンポストは容量もかさばり、住宅事情等からも普及率を高めるには限界がある。

#### 省・新エネルギー化の推進

- ・行政が率先してエコオフィス化を推進するとともに職員一人ひとりが温室効果ガス削減を意識しつつ、日常業務を遂行する中で身近に出来ることの積み重ねが必要である。

### (3) 公害監視体制の充実

#### 公害監視体制の充実

- ・鳥獣に関する目撃情報や被害に関して、ムクドリのみならず、騒音やフンによる被害などのほか、果物や野菜などの農作物被害が報告されることがある。近年はアライグマやカミツキガメなど特定外来生物の増加が問題となっているので、慎重に対応する必要がある。
- ・社会情勢、経済情勢、地域コミュニティや住民意識等の変化に伴い、近年、公害に対する関心度が高く、監視の要望が高いとともに、法令に定められている「公害」に該当しない相談が増えている状況にある。
- ・騒音、振動、悪臭等は発生源も多種多様で複雑化しており、特に感覚的、心理的な被害を訴えるものが増えている傾向があり、隣近所や地域のコミュニティの中での解決策が考えられないか検討の必要がある。

### (4) し尿処理の充実

#### し尿処理の充実

- ・合併浄化槽等の適正管理、定期点検等の指導・啓発を継続する。
- ・処理施設の老朽化

## 第2章

安全で快適に

暮らせるまち

## 1 目標

- 駅周辺においては、利便性をいかして、商業・業務機能や文化・娯楽機能などの複合的な機能の集積を図ることにより、魅力と活気のある都市空間を形成していきます。
- 既成市街地については、市民参加のもと、身近な生活関連施設の整備や防災上の安全性を高めるなど地域の課題や特性に対応した住環境整備と活性化をすすめます。
- 新市街地については、地域住民の理解と協力のもと、土地区画整理事業などの計画的な整備をすすめ、都市機能の充実と快適な市民生活の実現をめざします。
- 歴史や文化、自然環境などに配慮しながら、市民や企業の協力によって美しいまちなみを創出していきます。そのため、道路や公園など各種公共施設の整備が、景観づくりに先導的役割を果たすようにつとめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
市街地の整備	(1) 都市基盤の整備	①既成市街地の整備 ②新市街地の整備
	(2) 快適な住環境の整備	①地域特性に応じた住環境の整備 ②快適で美しいまちなみづくり ③良質な住宅ストックと良好な居住環境の促進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 都市基盤の整備 達成度：B

#### 既成市街地の整備

- ・土地区画整理事業により整備された良好な環境を守り、地区の個性を活かした良好な市街地の環境を保全・創出するため、「地区計画」を定めており、特に重要なものについて条例化を図った。
- ◎勝瀬原特定土地区画整理事業〈事業期間：昭和60年度～平成22年度〉  
ふじみ野駅周辺地区72.6ヘクタールにおいて、道路、公園等の公共施設を整備し、宅地の高度利用を図り、健全な市街地を形成するため、組合施行により実施。
- ◎鶴瀬駅西口土地区画整理事業〈事業期間：平成4年度～平成23年度〉
  - ・平成18年度に都市計画道路鶴瀬駅西通線（通称20m道路）の暫定供用を開始した。
  - ・平成20年度末現在の進捗率は、施設整備の污水管が81.5%、雨水管が74.0%、上水道管が82.5%、道路築造が74.9%で、建物移転においては83.5%で、使用収益の開始が70.2%になり、保留地を2箇所公募により売却処分した。
  - ・事業の施行期間が平成23年度までとなっているため、この期間内に完成するよう建物移転などの推進を図った。
- ◎鶴瀬駅東口土地区画整理事業〈事業期間：平成12年度～平成30年度〉  
鶴瀬駅東通線及び鶴瀬駅東口駅前広場整備に向けて、該当地権者と物件移転補償交渉をし、用地確保を進めている。（平成17年度から実施中）
  - ・鶴瀬駅東通線用地に該当し、まだ仮換地先の空いていない一部の地権者については、地

区外に一時的に仮住まいしてもらい、その間に造成工事及び整備工事を進める「中断移転」を採用し、更なる事業推進を図っている。(平成19年度から実施中)

### 新市街地の整備

- ・土地利用構想に位置づけられた各ゾーンについて、地域別まちづくりの方針により、都市計画法等の各種制度を活用した開発手法の検討や地権者との話し合いを行った。

◎シティゾーンの整備推進（行政・文化・業務機能を有するゾーンとして市役所周辺地区の整備）

#### 【平成17年度】

- ・Cゾーンの整備：市民体育館、中央図書館、市民文化会館、文化の杜公園の整備
- ・Aゾーンの整備：民間商業系施設建設実現のための庁内体制づくり

#### 【平成18年度】

- ・Aゾーンの整備：開発（交通協議、開発審査会付議）、農林（農用地除外、農地転用）関係の協議、法的手続き

#### 【平成19年度】

- ・Aゾーンの整備：開発許可の見込みがつかず、事業者が商業施設建設を断念

#### 【平成20年度】

- ・Aゾーンの整備：庁内関係課による作業チーム設置

#### 【平成21年度】

- ・Aゾーンの整備：市庁内プロジェクトチームの設置（商業系土地利用の整備方針、手法の検討）、関係者（地権者、住民、商工業者等）による議論の場の設置
- ・B、Dゾーンの整備：土地利用構想の検討、見直し

◎リブレイズ都市整備事業（柳瀬川水辺都市ゾーンの整備）

- ・柳瀬川水辺都市ゾーンを新河岸川流域整備計画に位置付けられている調節池と都市基盤を土地区画整理事業により一体的に整備し、流域の治水安全性の向上と豊かな水辺環境の創造により、魅力的で特色のある都市づくりに向けた検討及び地権者との合意形成を推進している。

◎市街地整備推進事業（旧暫定逆線引き地区（水子・諏訪）の市街地整備）

- ・基本構想及び都市計画マスタープランに基づき、旧暫定逆線引き地区（水子・諏訪）の市街化区域再編入及び面整備事業実施に向けた調査・研究を行い、当該地区の市街地整備を促進し、良好な市街地の形成を図るための取り組みを実施している。

## （2）快適な住環境の整備 達成度：B

### 地域特性に応じた住環境の整備

- ・快適な住環境を形成するため、それぞれの地域特性に応じた整備を進めた。
- ・都市再生機構の鶴瀬第2団地建替え事業に伴い、同地区の都市基盤再整備が実施された。これにより、新たなまちづくりが始まり、防災や防犯に配慮された災害に強くゆとりのある居住水準の向上を図るため、準防火地域の指定及び地区計画の決定と建築条例化を行った。
- ・地区周辺町会、自治会と協働で話し合いを持ち、公園の基本設計を作成した。
- ・住みよいまちづくりのため、道路の整備を推進した。(平成19年度～実施中)
- ・水害のない生活環境を確保するために、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場や調節池などの洪水対策施設の整備を計画的に進める。
- ・鶴瀬西地域で発生している浸水被害の対策として、鶴瀬第2団地建替えと連携し江川左岸第七ノ1雨水幹線の整備を進めた。(平成18年度～実施中)

### 快適で美しいまちなみづくり

- ・屋外広告物の簡易除却（はり紙、はり札、立看板等の違反広告物）は、「地方分権一括法」の施行に伴い、平成13年度より県から本市に権限移譲され、業者委託により対応している。また、委託とは別に、地域住民と連携した除却が可能か検討した。

### 良質な住宅ストックと良好な居住環境の促進

- ・木造住宅の簡易耐震診断の実施。
- ・増築・改築・修繕の相談等の推進。
- ・低所得者や高齢者等が安心して住める住宅の普及として、鶴瀬第2団地の建替えに伴い40戸の市営住宅を設置。

## 4 今後の課題

### (1) 都市基盤の整備

#### 既成市街地の整備

- ・整備には膨大な事業費を要することから、事業手法及び費用対効果等に関する慎重な検討が必要である。
- ・老朽化した住宅が建ち並ぶ密集市街地について、災害時の延焼や倒壊の危険性があることから対策の検討が必要となる。

【西口】現在の事業期間での事業完了が困難である。また、仮換地への移転が玉突き状態であることから、一部の未同意者により計画的な移転が困難となってきている。

【東口】平成20年度に区画整理事業の事業期間を10年間延伸したが、地権者や駅前利用者からは早期整備を求める声が高まっている。また、事業期間の長期化に伴い、事業再評価を実施する必要がある。

病院や銀行などの移転時期について、事業費の確保も含め、地権者などとの調整が必要になる。

#### 新市街地の整備

【シティゾーン】市役所北側のAゾーンは商業系土地利用を図る区域として土地利用計画が明記されており、今後も自主財源の確保、雇用の拡大、地域の活性化等に寄与する商業系土地利用の実現に向け検討を進める必要がある。

【リブレーヌ】組合型区画整理事業は保留地処分期間が長期化するなど厳しい状況にあるが、民間事業者の参入など具体的な事業保全策を講じ、地権者の意向に沿ったまちづくりを進める必要がある。

【市街地】旧暫定逆線引き地区（水子地区～約95ha、諏訪地区～約5ha）の地区計画による市街化区域再編入。

### (2) 快適な住環境の整備

#### 地域特性に応じた住環境の整備

- ・鶴瀬第2団地建替に伴うまちづくり用地の計画的な整備推進。安全・安心な公園づくり。
- ・都市再生機構のまちづくり用地については、鶴瀬西地域の活性化と近隣地域との調和のとれた土地活用が図れるよう都市再生機構に働きかける必要がある。

#### 快適で美しいまちなみづくり

- ・住民参加による違反簡易広告物の除却作業は、市民の関心が低く、難しい状況である。また、制度を導入している他市の問題発生状況を見ると、除却に参加した住民と違反者とのトラブルや作業中の事故等が報告されており、本市が実施する場合も同様の懸念がある。



### 良質な住宅ストックと良好な居住環境の促進

- 木造住宅の簡易耐震診断は相談件数が年々減少している。
- 増築・改築・修繕の相談等は平成 21 年度から月 1 回の無料相談事業がスタートし、データの蓄積に努めている。
- 低所得者や高齢者等が安心して住める住宅の普及は、市営住宅の設置でひとつの区切りを迎えたが、今後は鶴瀬第 2 団地の戻り入居者の退去後の入居者選定を課題としている。

## 1 目標

- 道路・交通環境の改善を図るため、総合的な道路・交通体系を確立し、福祉や環境に配慮しながら計画的な整備をすすめます。
- 生活道路については、歩行者専用道路を含め、自動車依存型の整備からだれにもやさしい歩行者優先の整備をすすめます。また、地区幹線道路については、公共施設や駅などの主要施設を結ぶ市内循環道路として整備をすすめます。
- 広域幹線道路の整備の促進を要請するとともに、環境に配慮した東西交通新システムの実現に向け、関係自治体とともに関係機関に働きかけていきます。
- 市民の交通利便性向上のため、バス路線の一層の充実や、歩行者や自転車の安全性の確保など、総合的な市内交通環境の改善をすすめます。また、東武東上線・地下鉄有楽町線については、輸送力の増強など利便性の一層の向上とともに、高齢者や障害者に配慮した駅舎などの改善について、沿線自治体と共同して関係機関に要請を行っていきます。
- 安全な道路整備をすすめるとともに、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備・拡充を行うなど、総合的な交通安全施策をすすめていきます。
- 駅周辺の放置自転車や自動車の路上駐車を解消し、まちの美観と安全性の向上を図るため、利用者のモラル向上を図るとともに、自転車・自動車駐車場などの施設整備をすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
道路・交通環境の整備	(1) 道路・交通体系の確立  (2) 安全で快適な道路の整備  (3) 公共交通の充実  (4) 放置自転車・違法駐車対策の推進  (5) 交通安全対策の充実	①道路・交通体系の確立 ②交通バリアフリー化の推進 ①幹線道路の整備 ②生活道路 ③安全で快適な歩行空間の整備 ①バス交通の充実 ②東西交通新システムの促進 ①放置自転車対策の推進 ②違法駐車対策の推進 ①交通安全施設の計画的整備 ②交通安全教育・指導の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 道路・交通体系の確立 達成度：C

#### 道路・交通体系の確立

- ・都市計画道路などの幹線道路は区画整理事業の施工に伴い、一部区間の整備が終了しているものの、ネットワークとしての接続が進んでいない。

### 交通バリアフリー化の推進

- ・誰もが安心して市内を移動できる環境を整備するために、交通バリアフリー法に基づき、市内道路の主に歩道のバリアフリー化を実施している。
- ・車道と歩道の平滑（フラット）化及びグリーンベルト等設置に伴い、安心して歩ける空間が確保された。
- ・高齢者、身体障害者、妊産婦等の移動の円滑化及び利便性の向上を図るため、平成17年度に鶴瀬駅、平成18年度にみずほ台駅、平成19年度にふじみ野駅それぞれの駅施設のバリアフリー化を実施した。

## (2) 安全で快適な道路の整備 達成度：C

### 幹線道路の整備

平成21年4月1日現在の改良済延長

1級幹線道路 22,885m (92.2%) 2級幹線道路 14,557m (63.9%)  
計 37,442m (78.7%)

- ・円滑な交通、地域経済の発展や近隣市町村へのアクセスを良好にするため、都市計画道路の整備に向けた整備手法の検討を実施した。
- ・平成18年度末に鶴瀬駅東通線の土地地区画整理事業地内を除く部分の供用を開始し、市の都市軸として機能している。また、火葬場・斎場へのアクセス道路分のみずほ台駅東通線も同じく18年度末に供用開始した。
- ・都市計画道路の整備状況は市内28路線総延長27,320mのうち、整備済延長が17,697mで整備率64.8%となった。なお、現在土地地区画整理事業により鶴瀬駅西通り線と勝瀬苗間通り1号線の整備が施工中である。

### 生活道路の整備

市内の生活道路整備済延長 171,663m (整備率50.1%)

### 安全で快適な歩行空間の整備

市内の歩道整備済延長 37,814m (整備率9.55%)

## (3) 公共交通の充実 達成度：B

### バス交通の充実

- ・市内循環バスは、運行当初から使用していた車両が自動車NOX-PM法（排出ガス規制）により、平成20年12月23日以降使用不可能となったため、富士見市内循環バス庁内検討委員会を設置し、バス車両を始めタイヤの検討、バス事業者の選定を行った。
- ・市内循環バスの車両は、車いすの利用者も乗車できるようリフト付バスを2台導入し、平成20年12月1日から運行を開始した。
- ・循環バスの利用状況は、平成9年度の運行当初で47,256人、平成20年度は153,759人の乗車となっており、利用者を比較すると約3倍以上増えている。
- ・利用者が少ないことから、民間バス路線が平成19年度に1路線、平成21年度に1路線廃止となった。

### 東西交通新システムの促進

- ・埼玉県5か年計画に位置付けられている核都市広域幹線道路のルートを活用した、交通新システム構想の動向を注視していたが、具体的な整備計画の進捗は見られていない。

## (4) 放置自転車・違法駐車対策の推進 達成度：B

### 放置自転車対策の推進

- ・自転車駐車場の整備について関係機関と協議をし、ふじみ野駅西口に市有地の有効利用と民間活力の導入を図った新たな駐輪場を設置した。（自転車・バイク約1,200台収容）

可能)

- ・ふじみ野駅西口の駐輪場設置により、市営自転車駐車場の空き待ちの方の受け皿となり駐輪需要を満たしている。
- ・自転車利用者への指導、放置自転車の撤去は実施しているが、放置自転車の解消には至っていない。
- ・自転車放置禁止区域内で自転車利用者への指導や駐輪場への誘導、放置自転車の撤去を実施した。
- ・市内3駅の6つの駅口に2～3名の指導整理員を配置して、自転車利用者に対しての駐輪指導や、点字ブロック上などに放置された自転車による通行障害を解消するための整理作業を実施した。
- ・駅周辺の放置禁止区域内に放置された自転車の撤去を実施した。(平成20年度:105回、撤去台数6,229台)
- ・市営自転車駐車場の指定管理者制度導入  
平成17年度から平成19年度までの3年間  
:指定管理者(社)富士見市シルバー人材センター  
平成20年度から平成24年度までの5年間  
:指定管理者(社)富士見市シルバー人材センター
- ・平成19年度から保管手数料を自転車は1,000円から2,000円に、原付バイクは1,000円から3,000円に改定した。

#### 違法駐車対策の推進

- ・みずほ台駅前広場に自動車駐車を整備した。  
(東口:平成11年度・25台収容 西口:平成16年度・19台収容)
- ・駐車場の利用台数は、東・西口合わせて年間355,154台と非常に多く、違法駐車をせずに市の駐車場に置くという姿勢が多く見受けられる。
- ・警察には取締りの要請を行い、市では迷惑駐車防止の看板設置や、市広報及び街頭活動などの啓発を実施した。

### (5) 交通安全対策の充実 達成度: B

#### 交通安全施設の計画的整備(交通安全施設=カーブミラー・ガードレール・道路照明灯)

- ・平成15年度から平成19年度の五カ年で東みずほ台地区を対象に「あんしん歩行エリア事業」を実施。全国規模で行っている事業で、歩行者及び自転車の安全通行を重点に県から指定された地区を道路管理者及び公安委員会との連携により、安全対策の実施を進めてきた。
- ・平成16年度から平成18年度の三カ年で、埼玉県の「緊急市町村道交通安全対策事業」により、県から指定された交通事故発生率の高い地区の交通事故減少を目的に、公安委員会及び道路管理者との連携により交通安全施設の充実を図った。
- ・老朽化した道路照明灯の建替えを毎年20基程度実施したほか、地域住民からの要望等による危険交差点への道路反射鏡の新設、注意を促す区画線の設置等を行ってきた。
- ・平成15年から平成19年の富士見市内の交通事故発生率において2割程度の減少が見られた。

#### 交通安全教育・指導の推進

- ・警察署と連携し、毎年、市内全小中学校で交通安全教室を実施している。
- ・各季の交通安全運動の実施期間や重点目標のほか、シートベルトの着用徹底や飲酒運転の根絶等について市広報に掲載し、市民に周知を図った。
- ・市内関係団体(交通安全関係団体、町会、学校関係等)で組織されている交通安全対策協議会により、交通安全運動期間中に街頭活動を実施し、市民に交通事故防止を呼びか

けている。

- ・市交通指導員や交通安全母の会により高齢者世帯訪問を実施し、増加傾向にある高齢者の交通事故防止を啓発。
- ・市内の人身事故件数は、平成12年以降500人台で推移していたが、平成18年には400人台に、さらに平成20年には300人台まで減少した。

## 4 今後の課題

### (1) 道路・交通体系の確立

#### 道路・交通体系の確立

- ・幹線道路のネットワーク化が進んでいないため、主要県道の交通渋滞や、生活道路への通過車両の侵入が多く見られることから、引き続き整備を進めていく必要がある。

#### 交通バリアフリー化の推進

- ・緊急的な整備要望が継続して寄せられている。
- ・駅周辺の道路及び歩道のバリアフリー化。
- ・区画整理事業及び関係機関との調整に時間を要する。

### (2) 安全で快適な道路の整備

#### 幹線道路の整備

- ・幹線道路の整備は着実に進展しているものの、全て整備する費用は膨大であり、且つ、用地を取得する事務・財源の確保も困難となっている。
- ・都市計画道路の整備には多額の予算投入と長期の事業期間が必要となる。また、地権者の財産権の一部を制約しているという実態もあり、土地区画整理事業や街路事業などを有効に活用し、計画的な整備が必要である。

#### 生活道路の整備

- ・水溜りの解消 ・砂利道の舗装化 ・見通しの悪い箇所の解消

#### 安全で快適な歩行空間の整備

- ・今までの歩道整備に加えて高齢化社会が進む中で、バリアフリー化に努める必要がある。
- ・初期整備の歩道の老朽化により通行に不便をきたしていることから、老朽化の改善もあわせて進めることにより、安心安全な歩行空間の確保が必要である。

### (3) 公共交通の充実

#### バス交通の充実

- ・市役所を起点に市内にある公共施設及び公益施設等を結びながら3駅を中心にバス2台で運行しているが、路線によっては運行時間の間隔があき過ぎて、利用者のニーズに対応できない状況がある。
- ・民間の路線バスの運行路線において、乗降者が少ないことから廃止となっている状況があり、廃止路線の交通手段の検討が必要である。

#### 東西交通新システムの促進

- ・県の具体的な整備計画が進んでいないため、市としても具体的な方針を定めていない状況にある。

### (4) 放置自転車・違法駐車対策の推進

#### 放置自転車対策の推進

- ・みずほ台駅西口などの駐輪場所及び台数の確保を図るための自転車駐車場の整備に必要な用地の確保が非常に困難である。

- ・ 駅口毎に状況が違っているため、その駅口に適した対策を柔軟に講ずる必要がある。
- ・ 駐輪需要への対応にも限度があるため、今後は自転車利用の抑制についても検討が必要である。
- ・ 駅周辺の自転車利用者の多様な要望、問い合わせへの対応ができる体制の強化。
- ・ ふじみ野駅を始め、民間の駐輪場の利用促進の対策を講じる必要がある。

#### **違法駐車対策の推進**

- ・ 違法駐車は運転者のモラルの問題でもあるため、これまでも看板設置や街頭活動などによる啓発を行っているが、解消に至らないのが実情である。今後も警察に対し定期的な巡回や取締りを要請していく。

### **( 5 ) 交通安全対策の充実**

#### **交通安全施設の計画的整備**

- ・ 高齢者の交通事故対策の充実、特にバリアフリーを考慮した交通安全施設づくり。
- ・ 通学路の路線的な施設整備の充実、歩道等の設置が急務である。
- ・ 車両の運転者、歩行者など全ての人が交通事故を起こさないという意識を向上させることが第一であることから、事故防止の啓発活動が重要である。

#### **交通安全教育・指導の推進**

- ・ 児童生徒を中心とした教育となっているが、今後は、高齢化の進展に伴い増加傾向にある高齢者の交通事故対策として、高齢者向けの交通安全講習のほか、大人向け、特に子どもを持つ母親に対する交通安全教室（自転車の正しい乗り方等）を行っていく必要がある。
- ・ 市職員のみで安全教育や講習会を行うことは難しいので、警察署のほかノウハウを持っている交通安全団体と連携して行うことを検討していく。

## 1 目標

- 良質で安全な水の安定した供給を図るため、水源地域の環境保全に配慮するとともに、節水に対する市民の理解と協力を求め、水資源の確保と有効な活用をすすめます。また、災害時における水の供給確保のため、給水施設等の耐震工事や老朽化した水道管の計画的な更新をすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
上水道の整備	(1) 安全で良質な水の確保	①安全で良質な水の確保
	(2) 計画的な給水体制の整備	①給配水施設の整備・充実 ②健全な水道事業の経営
	(3) 災害時の水の確保	①災害時の水の確保

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 安全で良質な水の確保 達成度：A

#### 安全で良質な水の確保

- ・総給水率の8割を県水（埼玉県営水道）から確保し、安定供給に努めている。
- ・水道法に基づく末端給水水質検査を実施し、水質保全に努めている。
- ・鉛が使用された水道メーターを、鉛レス水道メーターへ交換している。  
（平成18年度～）対象4万個のうち1万8千個の交換が終了。

### (2) 計画的な給水体制の整備 達成度：B

#### 給配水施設の整備・充実

主要3事業である、送水管(基幹管路)更新事業・浄水施設耐震化事業・老朽管更新事業及び基幹管路耐震化事業について、計画及び実施をしていく。

#### 1. 送水管(基幹管路)更新整備工事

計画延長L=1,600m（270m実施済）

計画期間：平成20年度～25年度

#### 2. 浄水施設耐震化事業

水谷浄水場耐震補強工事・鶴瀬西配水場耐震補強実施設計業務委託実施済

計画対象施設（水谷浄水場・鶴瀬西配水場・東大久保浄水場）

計画期間：平成21年度～24年度

#### 3. 老朽管更新事業及び基幹管路耐震化事業

- ・老朽管計画延長L=14,110m

計画期間：平成13年度～21年度以降継続

- ・基幹管路計画延長L=5,100m

計画期間：平成20年度～21年度以降継続

### 健全な水道事業の経営

- ・浄水場運転業務の民間委託（平成15年度～）
- ・水道料金のコンビニエンスストアでの納入実施（平成15年度～）

## (3) 災害時の水の確保 達成度：B

### 災害時の水の確保

- ・非常用飲料水袋を平成21年度に3,000袋購入し、合計28,050袋を確保済。
- ・大規模災害時に飲料水や生活用水を確保するため、災害時に使用することができる民間井戸の登録を推進。現在87箇所登録済。2年に1回水質検査を行っている。
- ・各小中学校の校庭に災害用井戸を設置。（全17校設置済）
- ・災害時避難場所となっている学校のうち、中学校5校と小学校1校に可搬式ろ過機を配備。（6台配備済）
- ・飲料水業者と災害協定を締結し、大規模災害時における避難場所への飲料水優先供給体制を整備。（平成17年7月）
- ・さいたま市を始めとする公共団体と飲料水供給の相互応援協定を締結。
- ・市民への災害用飲料水の備蓄の啓発。

## 4 今後の課題

### (1) 安全で良質な水の確保

#### 安全で良質な水の確保

- ・「おいしい水」を供給するための検討が必要である。
- ・現在2階建ての建物については、直結直圧方式を実施しており、3階建ての建物についても、受水槽の衛生問題などの関係から直結直圧給水を行いたいが、有効水圧が不足している地域があり、水圧上昇のための整備が必要である。

### (2) 計画的な給水体制の整備

#### 給配水施設の整備・充実

- ・主要3事業については、「富士見市水道ビジョン」の事業計画に位置付けられており、計画に沿った実施が望まれるところだが、送水管更新、基幹管路の耐震工事については口径の大きな管路の工事となり、工事期間中に給水の供給に支障が出る可能性がある。
- ・工事発注時期についても給水の需要が少ない時期に発注するなどの検討が必要となり、特に、送水管更新整備工事については、工事中の復帰体制や、危機管理体制の充実など、更なる詳細な計画が必要となる。
- ・工事期間が制限されることにより、工事延長が短縮され、目標達成までに期間を要する。

#### 健全な水道事業の経営

- ・定員適正化計画等により、職員数の減少や職員構成の若返りが予想されるため、職員の技術、知識の維持及び向上が必要であり、効率的な経営を可能にする組織を構築していく必要がある。
- ・人口減少によるところの収益の減少、県水受水単価の改定が予測され、今後の事業費捻出のための検討が必要となる。

### (3) 災害時の水の確保

#### 災害時の水の確保

- ・地震被害により浄水場の運転機能が停止した場合、配水を継続することができなくなる。
- ・非常用飲料水袋は耐用年数に応じた定期的な交換が必要となる。



- ・災害時に水を確保するための応急給水、応急復旧が迅速に行えるように、応急給水用資機材、応急復旧用資機材の備蓄が必要となる。
- ・民間、学校ともに井戸の維持管理を適切に行い、常に飲料水としての水質を確保する必要がある。
- ・水質を一定に確保できる保障がないことから、井戸以外の飲料水確保の方策を検討する必要がある。

## 1 目標

- 快適な生活環境の確保と河川の水質保全を図るため、既成の市街地や土地区画整理事業施行区域において公共下水道の整備をすすめ、市街化区域内の完全整備と水洗化を推進します。市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽の手法により、地域環境の保全を図ります。
- 都市型水害防止のため、河川整備などとの整合を図りながら、公共下水道雨水幹線の整備をすすめていきます。また、水害の防止と湧水をはじめとする本市の豊かな自然環境を取り戻すため、宅地内などでの雨水利用、地下浸透処理を促進します。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
下水道の整備	(1) 汚水対策の推進	①公共下水道(汚水)の整備 ②特定環境保全公共下水道の整備 ③荒川右岸流域下水道の整備促進
	(2) 雨水対策の推進	①公共下水道(雨水)の整備 ②雨水流出抑制の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 汚水対策の推進 達成度：B

#### 公共下水道(汚水)整備

- ・鶴瀬駅西口・東口土地区画整理事業と連携し、区域内の整備を進めた。(平成11年度～)
- ・鶴瀬駅東口土地区画整理事業と連携し、周辺の整備を進めた。(平成14年度～20年度完了)
- ・水子(旧暫定逆線引き)地域の主要施設である幹線と、住宅密集地(認可区域)の整備を進めた。(平成15年度～)

同地域は今後のまちづくりの方向性を見定め、整備計画を策定する。(平成21年度実施)

- ・私道対策としての要綱を制定し、公費による私道整備を進めた。(平成4年度～実施中)
- ・水洗化促進を目的に、未接続家屋の戸別訪問を実施した。(平成16年度～実施中)

#### 特定環境保全公共下水道の整備

- ・南畑・東大久保地域を対象に整備を進めた。(昭和55年度～実施中)
- ・生活排水処理施設整備計画の策定に併せ整備手法の検討を行う。(平成21年度～平成22年度)
- ・未整備地域の現状把握のため、汚水処理に関するアンケートを実施した。(平成20年度実施)
- ・水洗化促進を目的に、戸別訪問を実施した。(平成18年度実施)

#### 荒川右岸流域下水道の整備促進

- ・埼玉県や流域自治体と連携し、下水道の処理能力や水質の向上と、下水汚泥の適正処理を進めている。

## ( 2 ) 雨水対策の推進 達成度：B

### 公共下水道（雨水）の整備

水害のない生活環境を確保するために、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場や調節池などの洪水対策施設の整備を計画的に進めている。

- ・鶴瀬西地域で発生している浸水被害の対策として、鶴瀬第2団地建替えと連携し江川左岸第七ノ1雨水幹線の整備を進めた。（平成18年度～実施中）  
（平成18年度 第1工区338m整備 現在、平成22年度実施予定の第2工区の準備）
- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業と連携し、面整備を進めた。  
（平成20年度末 延長に対する整備率 83.7%）

### 雨水流出抑制の推進

- ・低地部での浸水被害の発生や湧き水の枯渇等が危惧されている中、雨水を直接河川に放流するのではなく、貯留浸透機能の向上を図り、雨水（一時的に貯留した地下水）の有効利用に努めた。
- ・富士見市開発行為等に関する指導要綱に基づき、開発面積に応じた流出抑制対策を促した。

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 汚水対策の推進

#### 公共下水道（汚水）整備

- ・水子（旧暫定逆線引き）地域の整備は多額の費用を要するため、経営健全化計画実行中の企業会計への影響が懸念される。
- ・未接続は、経済的な理由が大半で、接続率が上昇すると、未接続家屋が周辺環境に影響を与え、住民間の公平感が増すと推測される。
- ・私道の公共下水道整備は、要綱上、当該私道の全所有者の同意が要件など、事業の積極的な取組みが困難な状況である。

#### 特定環境保全公共下水道の整備

- ・整備の中心が住居の多い地域から点在する地域へ移行し、事業効率の低下と財源不足から長期化が懸念され、計画見直しの検討が必要である。

#### 荒川右岸流域下水道の整備促進

- ・県流域下水道の終末処理場で進めていく高度処理に要する設備の拡充等、今後の処理費用の見直し（値上げ）による経営の悪化が懸念される。

### ( 2 ) 雨水対策の推進

#### 公共下水道（雨水）の整備

- ・鶴瀬第2団地建替え関連の管渠整備の延伸は、狭隘な道路での施工に伴い住民への影響が大きいこと等から、当面、整備が困難である。
- ・鶴瀬駅西口土地区画整理事業との兼合いから、地区内の管渠及び幹線が有効に活用されていない状況にある。

#### 雨水流出抑制の推進

- ・都市化の進展による市街地での道路や地下施設の冠水等、都市型水害への対応が必要となる。

## 1 目標

- 地震、水害、火災などの災害から市民の生命、財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめるため、関連施設や設備の整備・改善をすすめるとともに、市民の防災意識の高揚や自主防災活動の促進など、防災体制の確立を図ります。
- あらゆる犯罪から市民を守り、犯罪が起きない安全なまちづくりを目指し、関係機関・団体と連携して、市民への防災意識の高揚や防犯体制の充実を図ります。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
防災・防犯体制の充実	(1) 防災対策の充実	①地域防災体制の整備 ②都市の防災機能の向上 ③消防・救急・救助体制の充実 ④水害対策の推進
	(2) 防犯対策の充実	①防犯体制の整備 ②防犯情報の提供

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 防災対策の充実 達成度：B

#### 地域防災体制の整備

- ・災害対策の体制整備や市民の防災意識の向上のための啓発、市民による自主防災組織の育成支援に取り組んだ。(H18 22団体15,545世帯→H21 25団体17,191世帯)
- ・広域的な援助協力体制の構築、防災資機材や災害用井戸の整備に取り組んだ。災害時の支援に関する協定等の締結(11協定→21協定)
- ・高齢者や障がい者等の災害時要援護者の支援は、自主防災組織や助け合いネットワーク等の地域住民組織との連携により、安心安全な地域づくりに取り組んだ。

#### 都市の防災機能の向上

- ・防火地域及び準防火地域指定により建築物の不燃化を促進し、延焼拡大防止策を講じ、防災機能の向上を図った。
- ・『耐震改修促進計画書』を作成中

#### 消防・救急・救助体制の充実

- ・富士見市、ふじみ野市、三芳町の広域消防行政のほか、地域消防の中核として消防団の活性化に取り組んでいる。

#### 水害対策の推進

- ・洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや、地形、災害履歴等の災害危険情報を住民に提供し、水害に対する意識の高揚を図った。

## ( 2 ) 防犯対策の充実 達成度：B

### 防犯体制の整備

- ・犯罪の未然防止を推進するため、市民による防犯活動の推進に向け、防犯パトロール備品の配布や活動者に対するボランティア保険の加入などの支援を実施した。  
(平成16年～実施中)
- ・平成19年から青色防犯パトロール車両での防犯活動の充実を図るため、市民青パト隊を結成し、恒常的に青パト車の防犯パトロール活動を行っている。(平成19年～実施中)
- ・東入間防犯協会・東入間地区暴力排除推進協議会とともに、防犯・暴力排除における啓発活動の推進を図った。

### 防犯情報の提供

- ・防犯情報の提供として、安心安全メールの配信業務(平成17年～実施中) ※現在は、埼玉県警察、地元企業が、同一内容の防犯メールの送信を行っていることから、配信内容は市の独自情報に限定している。
- ・広報誌による防犯の向上を目指すため「あんしんあんぜん」を毎号掲載している  
(平成20年～実施中)
- ・防犯情報として、犯罪発生件数等をHPで掲載している。また、防犯活動団体の紹介等を行っている。
- ・振り込め詐欺被害が多発する状況下において、市が送付する封筒への振り込め詐欺啓発の印刷を実施。(平成21年度～)

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 防災対策の充実

#### 地域防災体制の整備

- ・職員の減少に伴う災害対策本部組織体制の根本的な見直し。
- ・防災行政無線システムの更新に伴う財政負担。
- ・災害時要援護者支援対策の福祉部局との連携。
- ・自主防災組織の育成と活動支援及び防災・防犯等地域課題を地域ぐるみで取り組む地域ネットワークの構築。

#### 都市の防災機能の向上

- ・準防火地域の指定により、建築物の防火措置が必要となり、関係権利者の負担を伴うことから、指定には十分な合意形成が必要である。
- ・耐震化促進のための住民負担軽減措置の必要性の検討(耐震診断・耐震改修補助制度等)

#### 消防・救急・救助体制の充実

- ・災害の複雑化・多様化などに対応するための消防財源の強化。
- ・地域防災の担い手である消防団員の活動環境(消防団車両や車庫の老朽化)を改善し、団員の確保等消防団の活性化を図る。
- ・消防団と地域防災組織の連携強化による地域防災力の向上。

#### 水害対策の推進

- ・都市化の進展による市街地での道路や地下施設の冠水等、都市型水害への対応。

### ( 2 ) 防犯対策の充実

#### 防犯体制の整備

- ・街頭犯罪の内、特に、自転車の盗難の件数が全体の半数以上を占めている状況であるため、自転車の盗難防止に関する施策等の検討。

- ・子どもの見守りは、教育委員会をはじめ、町会、PTA等の地域住民との連携も強化するなど、防犯体制の整備推進が必要。

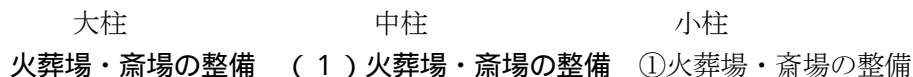
#### **防犯情報の提供**

- ・市民が必要とする防犯に関する情報の的確な把握と、市の地域性に基づく防犯情報の提供。
- ・市内で重大事件が発生した場合の情報提供の検討。

## 1 目標

○ふじみ野市、三芳町と連携し、地域住民の理解と協力を得ながら、地域環境との調和に配慮した火葬場・斎場の整備をすすめます。また、墓園についても検討していきます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A 順調に進捗、B 課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C 課題等が多くあまり順調ではない、D ほとんど未実施

(1) 火葬場・斎場の整備	達成度：A
---------------	-------

### 火葬場・斎場の整備

- ・入間東部地区衛生組合を事業主体として、火葬場・斎場の整備を平成17年度から進めた。
- ・入間東部地区衛生組合への負担金支出（構成市町：富士見市・ふじみ野市・三芳町）
 

平成18年度	379,008,000円
平成19年度	387,966,000円
平成20年度	195,002,942円
- ・平成20年2月に施設完成、同6月から供用開始  
（利用状況等）平成20年度末
 

開場日数	250日
火葬	1,396件（富士見市516件）
式場	470件
待合室	1,310件
霊安室	143件
小動物	205件

## 4 今後の課題

(1) 火葬場・斎場の整備
---------------

### 火葬場・斎場の整備

- ・火葬場・斎場の維持、管理、運営に伴う負担金支出





## 第3章

# 健康で安心して 暮らせるまち

## 1 目標

- 生活習慣病の低年齢化や長寿化がすすむ中で、健康づくりへの正しい知識を持ち、適切な自己管理による健康が保たれるように、保健医療機関や社会教育機関との連携、地域団体との協力関係をより一層強めながら、健康増進や疾病予防のための支援を行います。
- すべての市民が健康な日常生活を送ることができるよう、疾病の早期発見のために検診実施機関等と連携をとり、検診の効果、向上を図り、さらに健康相談、健康教育など生涯にわたる保健サービスの充実につとめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進	①市民の健康づくりの推進 ②健やか親子支援の充実 ③感染症等の予防の充実 ④介護予防対策の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 健康づくりの推進 達成度：B

#### 市民の健康づくりの推進

- ・生活習慣病の「1次予防」に重点をおいた各種保健活動を推進
- ・町会や住民団体と協働し、地域において健康相談、健康講座、健康づくり料理講習会等を実施
- ・疾病により日常生活に障害のある人を対象に相談・機能訓練・健康へのアドバイスを実施
- ・実行委員会主催による「市民健康まつり」を実施
- ・学校・保育所等公共施設46か所に自動対外式除細動器（AED）を計画的に配備（平成18～20年度）
- ・国民健康保険被保険者（40歳～74歳まで）に対し、特定健診等実施計画に基づく特定保健指導を実施（平成20年度～）
- ・市民対象に生活習慣病予防講座を実施予定（平成21年度）

#### 健やか親子支援の充実

- ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種母子健康教育、健康相談、保健師による家庭訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業を実施
- ・妊婦健康診査は、1回の妊娠に対し14回分の検査費用を補助
- ・母子保健推進員の教育、育成、支援を実施

#### 感染症等の予防の充実

- ・予防接種の勧奨を実施（ポリオ以外は個別接種。麻しん風しんについては、個別通知や未接種者へ勧奨はがきを送付）
- ・新型インフルエンザに関する市民への情報提供や予防品の備蓄を実施（平成21年度）

#### 介護予防対策の推進

- ・介護予防施設を3カ所設立、ボランティアを含めた地域高齢者の健康相談等を実施（平成12年度～）
- ・社会福祉協議会と共同で地域の高齢者サロン立ち上げとサロンボランティア育成を支援（平成14年度～）
- ・平成18年度介護保険法改正に伴い、介護予防事業の充実を図り、高齢者のニーズに対応した各種講座を開催（平成18年度～）
- ・健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座を開催し、修了者を中心とする地域での「ふじみパワーアップ体操地域クラブ」の立ち上げと運営を支援（平成18年度～）
- ・健康づくりや介護予防を目的に地域で主体的に活動する各種自主グループの立ち上げと運営を支援（平成11年度～）
- ・各種活動、自主グループの代表者会議や交流集会等の立ち上げと運営を支援（平成14年度～）

## 4 今後の課題

### (1) 健康づくりの推進

#### 市民の健康づくりの推進

- ・メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）以外の市民を対象にした生活習慣病予防の健康教育の推進
- ・平成20年度に実施した健康ニーズ調査結果の分析と地域の健康課題の研究

#### 健やか親子支援の充実

- ・ハイリスク妊婦（10代、高齢初産など）に対する支援
- ・乳幼児健康診査の未受診者対策とよりきめ細やかで専門性の高い対応
- ・妊婦健康診査の公費負担の拡充
- ・担い手不足が懸念される母子保健推進員の選出方法の検討や資質向上等の取組み

#### 感染症等の予防の充実

- ・平成17年から積極的な勧奨を差し控えている日本脳炎について、本格的な再開や対象年齢を過ぎてしまった方への対応
- ・新型インフルエンザなど新しい感染症等に必要な物品の備蓄や市民への周知。高齢者のインフルエンザワクチン接種者数の増加への対応
- ・麻しん風しんワクチンの接種率向上を目指したさらなる勧奨
- ・ポリオワクチンについて集団接種から個別接種への移行
- ・感染症を専任で担当する看護職職員の配置

#### 介護予防対策の推進

- ・市民との協働による介護予防の推進
- ・今後の市の役割について、介護予防の仕組みづくり（コーディネータ）へのシフト

## 1 目標

- 市民一人ひとりが必要とする医療サービスが受けられるよう、地域の身近な診療施設と大学病院や専門病院など高度機能病院との相互の連携や地域医療に関する情報提供の充実につとめます。また少子・高齢化や雇用形態の多様化がすすむ中で、公的医療保険制度の充実を国に要請していきます。
- 市民が緊急時に、迅速で適切な医療サービスが受けられるよう、休日・夜間救急医療体制の充実につとめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
地域医療体制の充実	(1) 医療サービス体制の充実	①医療機関との連携 ②救急医療体制の充実
	(2) 国民健康保険事業の推進	①国民健康保険事業の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 医療サービス体制の充実 達成度：A

#### 医療機関との連携

- ・開業医と中核的病院（大学病院）との連携により、患者の紹介・受入れ等効率的な医療供給体制の充実を図った
- ・市民の健康増進に役立つ医療に関する話題を取り上げた市民公開講座を開催
- ・歯科通院が困難な在宅療養者に対し、富士見市歯科医師会の協力により、口腔衛生指導や歯科診療の相談に対応
- ・富士見医師会、東入間医師会と連携を図りながら医療供給体制を整備（産婦人科の在宅当番医制、第1・2休日診療所、小児時間外救急診療所）
- ・小児救急医療拠点病院として埼玉医科大学総合医療センターが通年で小児救急患者を受け入れ

#### 救急医療体制の充実

- ・川越地区第二次救急医療圏の3市2町（川越市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町）の協定に基づき、休日・夜間の第二次救急医療体制を確保（昭和55年～）
- ・東入間医師会の協力により、初期救急医療体制を確保（第1休日診療所は休日の午前・午後・夜間（20時～23時）、第2休日診療所は休日の午前・午後、小児時間外救急診療所は月曜日～土曜日の夜間（20時～22時））
- ・医療の確保に欠くことのできない献血推進事業の実施

※富士見市内の病院数6（病床数429）、診療所数49（病床数100）、歯科診療所数47（平成21年3月末現在）

#### ※用語解説

- ・初期救急医療：軽症の患者に対応（東入間医師会休日急患診療所、第二休日診療所）
- ・第二次救急医療：入院治療を必要とする重症の患者に対応（川越地区3市2町の16病院）
- ・第三次救急医療：さらに重篤な救急患者に対応（県内7病院。近隣では川越市の埼玉医大）
- ・小児救急医療：初期救急医療は東入間医師会、第二次・第三次救急医療は川越市の埼玉医大にて対応

## ( 2 ) 国民健康保険事業の推進 達成度：A

### 国民健康保険事業の推進

- ・ 国保制度の維持継続を図るため、「医療費の適正化」と「保険税の収納率の向上」に努めた
  - ・ 医療費の適正化については、従前から行っている医療費の支払いがあった被保険者に対し、2 か月に 1 度の医療費通知を実施しているほか、生活習慣病の罹患率を下げたための特定健診を実施（平成 20 年度～）。21 年度にはジェネリック医薬品希望カードにより後発薬品の使用についての啓発を行う予定
- ※平成 20 年度特定健診受診率 38.5%（目標値 45%）、保健指導実施率 23.4%（目標 20%）  
平成 24 年度において特定健診受診率 65%、保健指導実施率 45%を目指す
- ・ 国民健康保険税の収納率の向上については、高額滞納案件を収納対策室へ移管したほか、滞納者との接触の機会を確保するため、徴収を担当する収税課にて休日納税相談を実施
- ※国民健康保険税の収納率（平成 20 年度）：88.9%（現年分）、68.6%（現年+滞納繰越分）
- ・ 国民健康保険制度の強化について、国保連合会や全国市長会等を通じて、国に対し、要請活動を実施

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 医療サービス体制の充実

#### 医療機関との連携

- ・ 初期救急医療について、夜間の時間延長や専門医の執務等、市民ニーズに対応した整備
- ・ 医療技術の向上を図るため、調査・研究等の経費の助成による地域医療体制の強化

#### 救急医療体制の充実

- ・ 初期救急医療体制及び第 2 次救急医療体制の確保
- ・ 初期救急医療について、夜間の時間延長や専門医の執務等、市民ニーズに対応した整備
- ・ 献血による輸血用血液の確保

### ( 2 ) 国民健康保険事業の推進

#### 国民健康保険事業の推進

- ・ 国において後期高齢者医療制度と併せて医療保険制度の見直しが検討されており、県においては国保の広域化が模索されていることから、これらの動きに対し、市としてどう対応するかが今後の課題

## 1 目標

- 福祉問題への関心を高める事業や幅広い福祉活動への支援、地域の拠点施設の整備などを通して、市民とともに福祉活動を推進します。
- 高齢者や障害者が、安全で安心した生活が送れるように道路をはじめ各種の公共施設や商店、住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えを基本としたすべての市民にやさしいまちづくりをすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
地域福祉推進体制の充実	(1) 地域福祉活動の推進	①福祉意識の高揚 ②社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援 ③地域福祉推進体制の整備
	(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	①ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 地域福祉活動の推進 達成度：B

#### 福祉意識の高揚

- ・「ふじみ福祉フォーラム21」の開催（講演会、市内バリアフリー点検及び地域福祉計画の学習会など。平成4年～）
- ・「福祉スポーツ大会」の開催（昭和49年～）

#### 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援

- ・地域住民の相談や自立した生活に向けた支援を行う民生委員・児童委員に対する支援
- ・在宅福祉サービス事業者の支援やボランティア活動の支援などを行う社会福祉協議会に対する運営費補助
- ・社会福祉団体に対する補助（埼玉土建国民健康保険組合ふじみ野支部、埼玉県建設国民健康保険組合富士見支部、川越地区保護司会富士見支部、富士見市心身障害児者親の会みのり会）
- ・市民福祉活動センター（ぱれっと）について、指定管理者制度を導入し、効率的な維持管理を実施

※ボランティアグループ登録状況：46団体、762人（平成20年度）

#### 地域福祉推進体制の整備

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して心地よく暮らしていく地域福祉を推進するため、全小学校区に策定懇話会を設置するなど、市民との協働により地域福祉計画を策定（平成18～20年度）

## ( 2 ) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 達成度：B

### ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ふじみ福祉フォーラム21実行委員会（点検部会）にてバリアフリー点検の実施（市は、実行委員会に対し補助金を交付）
- ・市内3駅にエレベータ及び身体障害者用トイレ（オストメイト対応）を設置（平成17～19年度）
- ・市役所本庁舎の耐震・バリアフリー化（市民ホールの段差解消、エレベーター・多目的トイレの設置。平成20年度）
- ・オストメイト対応トイレの設置（既設置箇所：市民福祉活動センター、鶴瀬西交流センター、市民文化会館、サンライトホール、鶴瀬公民館、市役所）
- ・誰もが安心して市内を移動できる環境を整備するために、交通バリアフリー法に基づき、市内道路の主に歩道のバリアフリー化を実施
- ・車道と歩道の平滑化及びグリーンベルト等設置により、安心して歩ける空間を確保

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 地域福祉活動の推進

#### 福祉意識の高揚

- ・「福祉スポーツ大会」の運営体制の見直し
- ・「ふじみ福祉フォーラム21」の担い手確保と実施内容の検討

#### 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援

- ・補助対象団体の事業内容の検証や育成指導
- ・市民福祉活動センターについて、ボランティアや地域福祉活動の拠点として周知、活用

#### 地域福祉推進体制の整備

- ・地域福祉計画推進のための組織づくりと地域住民への協力要請
- ・策定に関わった懇話会委員の意欲の維持と継続的な関与
- ・地域の実情にあった取組みの検討
- ・地域に精通した町会長及び地区社会福祉協議会による地域の取りまとめ

### ( 2 ) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・駅周辺の道路及び歩道等のバリアフリー化の推進

## 1 目標

- 子どもの健やかな成長と権利を保障するために、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、施設整備や情報提供、相談機能、ふれあいの機会を設けるなど地域での総合的な子育て支援体制の確立につとめます。
- 就労する母親の増加や就労形態の多様化、核家族化に対応した保育内容の充実や保育所整備をすすめます。
- 保護者が昼間家庭にいない児童を対象とした放課後児童健全育成のための環境整備を行います。また、青少年が仲間づくりや生活体験を通して、健全な育成を図ることができるよう、幅広く市民と連携しながら、社会参加の拡充や施設の整備をすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
児童福祉の充実	(1) 子育て支援体制の充実	①経済的支援の充実 ②子育て支援の環境整備 ③保育サービスの充実 ④放課後児童の健全育成 ⑤健やか親子支援の充実 ⑥児童相談の充実

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 子育て支援体制の充実 達成度：A

#### 経済的支援の充実

- ・こどもの保健の向上と子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、こどもに係る医療費の一部を助成（実施中）
- ・こども医療費の支給対象について、入院分を就学前→小学校修了まで拡大（平成20年度）
- ・ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費の一部を助成（実施中）
- ・母子家庭の自立を促進するため、母子家庭自立支援給付金事業を実施（平成20年度～）

#### 子育て支援の環境整備

- ・公立保育所（第1～第6）にて、あそぼう会の開催や園庭開放、随時電話や面談による子育て相談を実施
- ・子育て支援センター（鶴瀬西交流センター内と民間（民営）保育園6箇所）にて、子育て親子が気軽に集える場の提供や電話及び面談による相談業務を実施
- ・子育て支援ネットワークを設置し、関係機関と連携（平成20年度～）
- ・子育て支援センター（鶴瀬西交流センター内）に子育て親子の交流の場「ぴっぴのひろば」を開設したほか、子育て講座や講演会の開催や、月2回関沢児童館と針ヶ谷コミュニティセンターに出向き遊びの提供等を実施
- ・ファミリーサポートセンターの充実に向けた事業実施（入会説明会、基礎・ステップ



アップ講座、会員交流会)

※ファミリーサポート会員数・活動件数：438名・2350件（平成17年度）→547名・3436件（平成20年度）

- ・子育てサークル支援の充実と富士見市子育てサークルネットワークの立ち上げ・支援
- ・「富士見市子育てサークルネットワーク」をサークル経験者で結成し（平成17年度）、『子育てまちゆり』の実施や『子育てサークルマップ』を作成

#### 保育サービスの充実

- ・保育時間延長を実施（平成17年度：公私立9保育所で12時間、1保育園で13時間保育実施→平成20年度：公私立10保育所で12時間保育、2保育園で13時間保育実施）
- ・延長保育定員増を実施（平成17年度：100名→平成20年度181名）
- ・一時保育定員増を実施（平成17年度：6施設57名→平成20年度8施設98名）
- ・各公私立保育所にて育児相談など地域子育て支援センター的事業を実施
- ・平成18年度「西みずほ台保育園」、平成19年度「勝瀬こぼと保育園」の開設に際し補助金を交付

※認可定員：915名（平成17年度）→1095名（平成21年度）

待機児童数：109名（平成17年度）→15名（平成21年度）

#### 放課後児童の健全育成

- ・1小学校区1児童クラブを目途に放課後児童クラブの新設及び改修等を実施
- ・南畑小放課後児童クラブの設置（平成18年度）、つるせ台放課後児童クラブの整備・移転、水谷東放課後児童クラブの改築、水谷放課後児童クラブの一部改修（平成20年度） ※設置率100% 待機児童数5名（平成21年10月現在）
- ・空き時間を利用した施設の一般開放の実施（市内5クラブ。平成19年4月から7月）
- ・開室時間の延長を実施（平成18年度～）
- ・大規模クラブである諏訪及びふじみ野放課後児童クラブについて第2放課後児童クラブを整備（平成21年度）

#### 健やか親子支援の充実

- ・妊婦健康診査、乳幼児健康診査、各種母子健康教育、健康相談、保健師による家庭訪問事業、乳児家庭全戸訪問事業を実施
- ・妊婦健康診査は、1回の妊娠に対し14回分の検査費用を補助
- ・母子保健推進員の教育、育成、支援を実施

#### 児童相談の充実

- ・3歳児健診2次相談に臨床心理士を配置し、虐待のリスクをかかえる親の支援実施（年4回。平成19年度から6回）
- ・言語聴覚士による専門相談の実施（年10回。平成20年度から12回）、親子グループ教室での観察・指導、親の学習会などの実施
- ・要保護児童への支援充実を図るため、要保護児童対策地域協議会設置（平成20年度）
- ・家庭児童相談員による相談の実施（欠員→平成18年度から週3日→平成20年度から週5日）

## 4 今後の課題

### (1) 子育て支援体制の充実

#### 経済的支援の充実

- ・子ども医療費に係る継続的な財政負担
- ・母子家庭自立支援員の設置
- ・父子家庭への支援について検討

### **子育て支援の環境整備**

- ・子育て支援センターの充実・機能強化
- ・ファミリーサポートセンターにおける提供会員の増加、利便性向上のための制度見直し、病児、病後児の預かり検討
- ・サークル支援について、支援依頼件数の増に対応するためのスタッフの強化
- ・子育てサークルネットワークの活動内容拡大に向けたメンバー増加

### **保育サービスの充実**

- ・待機児童の解消に向けた施設整備と施設の老朽化対応
- ・多様化した保育ニーズへの対応

### **放課後児童の健全育成**

- ・71人以上の大規模クラブの解消と併せ、ニーズの急激な増加に伴う待機児童の発生に対応するための保育環境の充実
- ・利用者のニーズを踏まえた、施設開放や時間延長について検討

### **健やか親子支援の充実**

- ・ハイリスク妊婦（10代、高齢初産など）に対する支援
- ・乳幼児健康診査の未受診者対策とよりきめ細やかで専門性の高い対応
- ・妊婦健康診査の公費負担の拡充
- ・担い手不足が懸念される母子保健推進員の選出方法の検討や資質向上等の取組み

### **児童相談の充実**

- ・要保護児童対策地域協議会の名称、効率的な運営、管理体制の検討
- ・障害児に対する支援について、健常児を含む子育て支援・児童施策全体の中での位置づけの確認

## 1 目標

- 高齢者が、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、身近な地域で多様な活動に参加するなど新たな社会参加と就業の拡充支援を行います。
- 福祉・保健・教育機関等の連携や市民の協力のもとに介護予防や自立支援のためのさまざまな事業を進めます。また、介護保険制度等の適切な運用によって、介護を必要とする高齢者やその家族が安心して生活ができるよう、施設整備や福祉・保健・医療等のサービスを提供できる体制を整えていきます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
高齢者福祉の充実	(1) 生きがいきづくりの推進	①生きがいきづくりの推進 ②社会参加・就労の支援
	(2) 生活支援の充実	①生活支援サービスの充実 ②地域ケア体制の充実
	(3) 介護保険事業の推進	①介護保険制度の円滑な運用 ②介護支援施設の整備・促進 ③高齢者保健福祉計画の推進 ④介護予防対策の推進

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 生きがいきづくりの推進 達成度：B

#### 生きがいきづくりの推進

- ・老人クラブ連合会に対する活動支援（年2回単位クラブによるゴミ拾いのほか、老人福祉センターを利用した民謡・囲碁・麻雀等の教養講座やゲートボール・グランドゴルフ大会等を実施） ※地域のクラブ数32、会員数1,948人
- ・老人福祉センターを会場とした富士見市コミュニティ大学運営委員会によるコミュニティ大学の開催支援（平成19年度～）
- ・各公民館において高齢者学級を開催し、月1回の全体学級のほか、ダンス・コーラス・水墨画などのクラブ活動を実施（運営委員会で事業企画、会員と市で運営）

#### 社会参加・就労の支援

- ・富士見市シルバー人材センターに対する補助金の交付
- ・シルバー人材センターにおいて、臨時的、短期的な就労の機会の確保、就業に必要な技術等取得のための講習会等を開催（会員拡大のための説明会開催、就業の基準に関する要綱に基づく適正就業の推進、自動車安全講習会、就業先の巡回、職群班や地区懇談会等で安全就業及び就業途上の事故防止の呼びかけの実施、シルバーフェスティバルを開催し、会員や就業の拡大、会員の交流・親睦を図る等PR活動を実施）

※会員数（平成20年度）802人 延べ就業人員98,230人

※高齢化率（各年10月末日現在の住民基本台帳人口から）：15.4%（平成17年度）→18.7%（平成20年度）

## ( 2 ) 生活支援の充実 達成度：B

### 生活支援サービスの充実

- ・虚弱高齢者や一人暮らし高齢者、要支援・要介護高齢者等援護が必要な高齢者に対し安心して自立した在宅生活を送ることができるよう各種の在宅生活支援サービス事業を実施（ショートステイ、配食サービス、日常生活用具給付等、寝具乾燥サービス、緊急時連絡システム、紙おむつ支給、徘徊探知機貸与、老人介護手当支給、公衆浴場入浴料助成、介護保険利用者負担補助、成年後見制度利用支援(平成15年度～)、ふれあい収集（平成21年度～））

### 地域ケア体制の充実

- ・第4期高齢者保健福祉計画では日常生活圏域を4圏域とし、第1圏域を委託し、第2・3・4圏域は市直営1ヶ所の、2ヶ所の地域包括支援センターを設置し、運営  
※地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談、虐待対応や成年後見制度の活用促進などの権利擁護事業、困難事例でのケアマネジャー支援を中心とした包括的・継続的ケアマネジメント、虚弱高齢者を対象とした介護予防マネジメント事業の4つの基本事業を実施  
また、指定介護予防支援事業所として、要支援認定者へケアプランの作成をし、要介護状態にならないようにするための支援に取り組んでいる
- ・地域包括支援センターが中心となり、関係機関との連携をし、地域ケア体制の構築を図り、高齢者支援を推進している

## ( 3 ) 介護保険事業の推進 達成度：A

### 介護保険制度の円滑な運用

- ・富士見市高齢者保健福祉計画の策定（現在第4期：平成21年度～23年度）。介護予防事業を強化し、在宅生活が維持できるよう力点を置いた

### 介護支援施設の整備・促進

- ・平成12年に介護保険制度が創設された当時、市内1ヶ所の特別養護老人ホーム（50人）でスタートしたが、その後の施設整備により、現在、市内に特別養護老人ホーム4ヶ所（389人）、介護老人保健施設2ヶ所（200人）、有料老人ホーム3ヶ所（250人）、グループホーム1ヶ所（18人）となっている

### 高齢者保健福祉計画の推進

- ・予防的事業に重点を置いた保健・福祉介護等の総合的・一体的な計画を策定（第4期富士見市高齢者保健福祉計画）

### 介護予防対策の推進

- ・介護予防施設を3ヶ所設立し、ボランティアを含めた地域高齢者の健康相談等を実施（平成12年度～）
- ・社会福祉協議会と共同で地域の高齢者サロン立ち上げとサロンボランティア育成を支援（平成14年度～）
- ・平成18年度介護保険法改正に伴い、介護予防事業の充実を図り、高齢者のニーズに対応した各種講座を開催（平成18年度～）
- ・健康長寿のためのパワーアップ・リーダー養成講座を開催し、修了者を中心とする地域での「ふじみパワーアップ体操地域クラブ」の立ち上げと運営支援（平成18年度～）
- ・健康づくりや介護予防を目的に地域で主体的に活動する各種自主グループの立ち上げと運営支援（平成11年度～）
- ・各種活動、自主グループの代表者会議や交流集会等の立ち上げと運営を支援（平成14

年度～)

## 4 今後の課題

### (1) 生きがいづくりの推進

#### 生きがいづくりの推進

- ・老人福祉センターの老朽化に伴う改修と施設の利用促進

#### 社会参加・就労の支援

- ・シルバー人材センターにおいて多くの職種を開拓する必要がある

### (2) 生活支援の充実

#### 生活支援サービスの充実

- ・増加する高齢者に対応し、生活支援サービスを後退させることなく継続する工夫の検討

#### 地域ケア体制の充実

- ・訪問による実態の把握、適切な支援に向け、日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの設置
- ・必要な人材（保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士）の確保、配置
- ・地域包括支援センター運営協議会により、事業運営、展開を継続

### (3) 介護保険事業の推進

#### 介護保険制度の円滑な運用

- ・生活圏域ごとの地域密着型サービスの整備・提供の促進
- ・市内事業者への市の支援・指導等を強化し、サービスの適切な給付を促進するとともに事業者のサービス水準の向上に努める
- ・施設サービスについては要介護度の高い人の利用に重点を置き、適切な利用の促進を行う

#### 介護支援施設の整備・促進

- ・社会福祉法人、民間事業者、NPO等様々な事業主体の参画を促進し、在宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等の基盤整備を進める

#### 高齢者保健福祉計画の推進

- ・今後、計画策定にあたっての課題（高齢者数の急速な増加、1人暮らし、老夫婦世帯の増加、介護予防事業の強化、介護給付費の増加、給付の適正化、低所得者対策）

#### 介護予防対策の推進

- ・市民との協働による介護予防の推進
- ・今後の市の役割について、介護予防の仕組みづくり（コーディネータ）へのシフト

## 1 目標

- 障害の早期発見と治療、機能回復訓練をすすめるとともに、保育・教育の一貫した体制の整備をすすめます。
- 障害者の自立を促し、日常生活を支援するために、在宅サービス等の充実や援護施設の整備をすすめるとともに、地域社会の一員として活躍できるよう社会参加の促進や就労機会の確保につとめます。
- 地域に住む人だれもが、障害の有無にかかわらず、地域の中で共に支えあいながら暮らせるノーマライゼーションのまちづくりをすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
障害者福祉の充実	(1) 保健・医療サービスの充実  (2) 福祉サービスの充実  (3) 社会参加の促進	①療育体制の整備 ②保健・医療の充実 ③精神保健対策の充実 ①経済的支援の充実 ②自立支援の推進 ③障害者福祉施設の整備・運営の支援 ①社会参加の促進 ②雇用・就労の促進 ③市民意識の高揚

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 保健・医療サービスの充実 達成度：B

#### 療育体制の整備

- ・発達につまずきのある乳幼児への早期からの機能訓練・親子指導・個別および集団指導をみずほ学園にて実施
- ・地域療育センター的機能の充実に努め、みずほ学園にて各種事業を実施（1歳6ヶ月健診後のフォロー教室、保育所・幼稚園在園児のフォロー教室、理学療法、言語療法、発達相談、電話相談、保育所・幼稚園巡回相談）
- ・乳幼児健診に臨床心理士を配置。健診後の二次相談では、心理士の評価をもとに、児童の発達に見合った集団支援を検討し、早期療育のための関係機関との連携を推進
- ・親子グループ教室（1回/週）、言語相談（12回/年）、療育相談（8回/年）の実施
- ・早期療育に携わる関係機関や保育所職員を対象とする年1回の専門研修を実施

#### 保健・医療の充実

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級または療育手帳マルA、A、Bの所有者に対する重度心身障害者医療費の助成

#### 精神保健対策の充実

- ・平成18年度に施行された障害者自立支援法に基づく福祉サービスの給付
- ・3障害（身体、知的、精神）の一体的運用を図るため、障害福祉課を新設（平成19年度

～)

- ・非常勤精神保健福祉士（平成19年度～）、常勤精神保健福祉士2名（平成21年度～）を配置、窓口での相談体制強化
- ・精神保健福祉専門医相談（年12回）やソーシャルクラブ（仲間作り等のためのグループ活動。月4回）を実施
- ・精神保健福祉講座、精神保健福祉学習会、家族教室の開催の開催
- ・家族会支援

※精神保健福祉手帳交付状況：226人（平成18年度末）→291人（平成20年度末）

## **( 2 ) 福祉サービスの充実 達成度：B**

### **経済的支援の充実**

- ・在宅重度心身障害者（住民税非課税者（一部を除く）で身障手帳1・2級及び療育手帳マルA・A・B該当者）に対する手当の支給
- ・埼玉県指定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者に対する見舞金（特定疾患見舞金）の支給
- ・特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給

### **自立支援の推進**

- ・自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施（手話通訳派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援事業、更正訓練費支給事業、自動車改造費補助事業、自動車運転免許取得費補助事業、日常生活用具給付事業（住宅改修含む））
- ・在宅の難病患者日常生活用具給付事業の品目に血中酸素濃度測定器を追加（平成19年度～）、小児慢性特定疾患児童への生活支援策として、日常生活用具給付事業開始（平成21年度～）
- ・手話講習会事業を三芳町と共同実施（平成20年度～）
- ・要約筆記奉仕員養成講習会を2市1町で共同実施（平成21年度～）

### **障害者福祉施設の整備・運営の支援**

- ・主に知的障害者を支援する、むさしの作業所、ふじの木作業所、入所更正施設ゆいの里、工房ゆいに対する運営費補助
- ・地域デイケア事業として補助をしていた工房ゆいについて、障害者自立支援法に基づく多機能事業所（生活介護・就労継続支援B型）として新たに施設整備した際に補助を実施（平成19年度）
- ・三芳町に2市1町を対象とした共同生活援助等（生活ホームと同様施設）1棟新設（平成20年1月）
- ・日中一時支援事業者及び共同生活援助等事業者に対する家賃補助（運営安定化）を開始（平成19年度）

## **( 3 ) 社会参加の促進 達成度：B**

### **社会参加の促進**

- ・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳マルA・Aまたは精神保健福祉手帳1級・2級の所持者に対する福祉タクシー利用料金補助の実施（昭和54年～）、心身障害者自動車燃料費助成（平成11年～）
- ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者（所得制限あり）に対する自動車改造費補助、自動車免許取得費補助の実施（平成6年～）
- ・同上（所得制限なし）に対する市内循環バス特別乗車証交付（平成9年～）、
- ・市内循環バスの低床化実現また、介護が必要な方の介護者1人分の無料化実施（平成

20年12月)

- ・NPO法人等による移送サービス実施のための福祉有償運送運営協議会の開始（平成17年～）
- ・市内公共施設にオストメイト対応トイレ整備、点字プリンター・活字文書読み取り装置・拡大読書器等の窓口設置（平成20年度）

#### **雇用・就労の促進**

- ・ゆいの里が通所事業多機能事業所として開設（平成19年度）、むさしの作業所就労移行支援事業所開設（平成20年度）
- ・障害者就労支援センター開設（平成21年度）

#### **市民意識の高揚**

- ・福祉フォーラムや地域福祉計画策定に向けた話し合いや点検活動への市民参加の推進
- ・小中学校における福祉教育の取組み実施
- ・手話講習会の継続開催
- ・要約筆記奉仕員養成講習会を2市1町で共同実施（平成21年度～）
- ・当事者が直接発言する場として地域自立支援協議会設置（平成20年度）

## **4 今後の課題**

### **(1) 保健・医療サービスの充実**

#### **療育体制の整備**

- ・入園児の低年齢化に伴う体制の整備
- ・専門療育を希望する併用通園利用児の増加への対応と通園先との連携を強化
- ・医療的ケアの必要な重度重複児の対応策を講ずる必要がある
- ・「障害者自立支援法」、「次世代育成支援行動計画」、「富士見市障害者計画」と整合を図りながら、地域の障害乳幼児療育センターとしての役割を担う（以上、みずほ学園）
- ・就学前の療育支援と就学後の教育支援を有効につなげるため、各児童関係機関との連携のあり方
- ・学齢期における集団生活のなかで表面化することが多い発達障害に対する支援方策の検討

#### **保健・医療の充実**

- ・重度心身障害者医療費助成額の伸びに対する財源確保

#### **精神保健対策の充実**

- ・地域のなかでの生活を支援する相談支援ネットワークの確立
- ・そのための施設整備、人材確保、人的体制の整備、関係機関や事業者との連携強化

### **(2) 福祉サービスの充実**

#### **経済的支援の充実**

- ・手当等の支給継続

#### **自立支援の推進**

- ・国・県の制度改正に対する対応と地域ニーズに基づいたきめ細やかなサービスの提供
- ・手話通訳者などの人材育成その他にかかる事業の広域・共同実施のさらなる推進

#### **障害者福祉施設の整備・運営の支援**

- ・精神障害者のための社会資源（就労支援のための施設や身近で気軽に交流できる居場所）の整備
- ・重度身体障害者の通所でのリハビリや入浴支援できる施設の整備や受け入れ態勢の確立



- ・ 障害者を抱える家人の高齢化等に伴い、入所型あるいは生活型の施設（共同生活援助等の生活型施設）の整備
- ・ 24時間、365日対応型の施設と、こうした施設を拠点とした地域生活支援型の相談体制の確立

### **( 3 ) 社会参加の促進**

#### **社会参加の促進**

- ・ ニーズが高まっている移送サービスの料金負担に対する更なる助成と事業者拡大
- ・ IT化等の進展により適切に対応する社会参加支援用具（パソコン等）の拡大の検討
- ・ 自立支援協議会の積極的運営

#### **雇用・就労の促進**

- ・ 市内における精神障害者の就労訓練事業所の整備
- ・ 障害者を雇用する事業所の開拓
- ・ 就労支援センターの体制強化

#### **市民意識の高揚**

- ・ 地域福祉活動との連携強化にあたり、当事者、関係者などとの市民協働に関する効果的な手法の研究
- ・ 自立支援協議会の積極的運営

## 1 目標

- 傷病や障害、高齢等により生活に困窮する世帯に対して、健康で文化的な生活の保障と自立を図るため、生活相談や指導、援護の充実につとめます。
- 高齢者や障害者などの安定した生活を保障するため、「世代と世代の助けあい」という相互扶助を基本とした公的年金制度の周知と制度の充実を国に要請していきます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
生活援護の充実	(1) 社会的自立の支援 (2) 国民年金制度の充実	①社会的自立の支援 ①国民年金制度の充実

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 社会的自立の支援 達成度：A

#### 社会的自立の支援

- ・経済状況や雇用情勢の悪化に伴い、相談・申請件数が急増している中、生活保護の目的である困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するためのきめ細かい指導、援助を実施した
- ・恒常的に不足していたケースワーカーについて、平成20年度・21年度に各1名増員するとともに、平成21年度から面接相談員を2名配置し、体制の充実を図った
- ・制度的には、他法他施策の活用が優先されるが、他に十分に機能する社会資源が希薄なため、ストレートで生活保護につながるケースがほとんどであることから、最後のセーフティネットとしての役割を十分に発揮し、効果を上げていると言える

※これまでの生活保護の年間相談件数：450～500件/申請件数：140～150件

20年度年間相談件数：628件/申請件数：188件

21年度月平均相談件数（7月現在）：63件/申請件数：24件

※被保護世帯と人員：567世帯・932人（平成17年3月末）→700世帯・1,075人（平成21年7月1日 保護率が初めて10パーミルを超えた（10.3%））

### (2) 国民年金制度の充実 達成度：A

#### 国民年金制度の充実

- ・国民健康保険担当や市民課と連携し、資格取得時の年金制度の周知に取り組んでいる
- ・川越社会保険事務所と連携し、一般免除、学生納付特例制度及び納付猶予制度等適切な運用に努めている

## 4 今後の課題

### (1) 社会的自立の支援

#### 社会的自立の支援

- ・生活保護の申請は全国的に増加傾向にあり、根本的には経済が好転し雇用情勢が改善され、各種セーフティネットが整備され機能しない限り改善の見通しはない
- ・当市の特徴としては、いわゆる派遣切れによるものというよりも、利便性が高いのに比して容易に借りられる低家賃のワンルーム等が数多く存在するため、低所得者や要保護者が居住しやすい環境にあることによる。相談内容は傷病により収入が喪失・減少や入院等のため医療費困窮、離婚により生活維持の目途が立たない等様々である
- ・地域に事業所等就労の場が極めて少ないことが自立を阻害する要因にもなっている

## ( 2 ) 国民年金制度の充実

### 国民年金制度の充実

- ・ 社会保険庁が解体され、新たに日本年金機構が設立されることに伴い（2010年1月施行）、移行後の同機構との連携が課題となっている



## 第4章

# 心豊かな文化を 育てるまち

## 1 目標

- あらゆる差別や偏見のない地域社会をつくるため、すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた行政施策をすすめます。
- すべての市民の人権意識の高揚を図るため、広範な人権問題にかかわる教育・啓発活動を推進します。

## 2 体系図

大柱                  中柱  
人権の尊重－①人権の尊重

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 人権の尊重      達成度：B

#### 人権保障の推進

- ・ 児童  
虐待を受けている児童をはじめ要保護児童への支援充実を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置（平成20年度）  
3歳児健診2次相談に臨床心理士を配置し、虐待のリスクをかかえる親の支援を実施（平成19年度から年6回）  
家庭児童相談員による相談の実施（平成18年度欠員補充し週3日配置 平成20年度週5日配置）
- ・ 高齢者  
地域包括支援センターで虐待対応、成年後見制度の活用促進、総合相談等を実施
- ・ 障害者  
非常勤精神保健福祉士（平成19年度～）、常勤精神保健福祉士2名（平成21年度～）を配置、窓口での相談体制強化
- ・ DV被害者  
市民相談室を窓口とし関係機関との連携により被害者を保護  
富士見市配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議で被害者支援について協議  
被害者支援の民間団体と意見情報交換
- ・ 男女共同参画  
「男女共同参画ふじみ2000年プラン」に基づき、講演会・セミナーによる意識啓発活動を実施  
男女共同参画社会の実現に向け、「富士見市男女共同参画推進条例」を施行

#### 人権教育・啓発の推進

- ・ 差別を許さない地域社会の実現に向け、人権・同和問題が正しく理解されるよう広報紙への掲載、学習機会の提供や啓発用品・視聴覚教材を活用した各種啓発事業を実施
- ・ 市職員や企業等を対象に人権・同和問題に関する研修会を実施
- ・ 人権擁護委員により、人権思想の普及高揚を図るための啓発活動を実施
- ・ 人権・同和問題の解決に向け、富士見市人権教育推進協議会を中心にした推進体制を整

備

- ・指導者の養成
- ・人間尊重教育推進資料の作成
- ・人権作文、人権標語の取組み
- ・人権教育月間における社会、国語、道徳、特別活動を中心にした人権教育の実践
- ・市教育研究会人権教育部会による授業研究会の開催

#### 4 今後の課題

(1) 人権の尊重
-----------

##### 人権保障の推進

- ・市民ニーズの的確な把握と講座参加者の年齢層や男女比に配慮した事業の実施

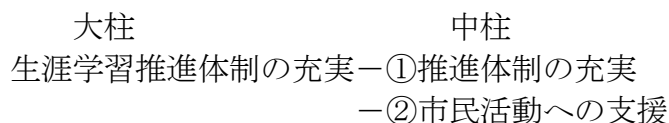
##### 人権教育・啓発の推進

- ・市民にとって、わかりやすく見やすい広報掲載内容の検討
- ・啓発事業への市民参加率の向上
- ・企業を対象とした研修会の実施方法について再検討

## 1 目標

- 少子・高齢化社会や高度情報化社会の到来、地球的規模での環境破壊や産業構造の変化など、著しい社会変化の中から起こる課題の解決のために、さまざまな生涯学習関連事業を計画的、総合的にすすめることができるよう、推進体制の充実を図ります。
- 市民参加による生涯学習を推進し、市民の広範な人材活用をすすめます。また、公共施設それぞれの役割・機能を充実させながら、各施設間の連携や相互補完を図るとともに、市内外との情報ネットワークを構築し、幅広い市民活動を支援する体制の整備をすすめます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 推進体制の充実 達成度：B

#### 推進体制の充実

- ・平成20年度に「富士見市生涯学習推進委員会」を設置し、「富士見市生涯学習推進基本計画」に基づく市内推進体制の確立を図るとともに、基本計画の進行管理を実施
- ・平成21年度設置の「富士見市生涯学習推進市民懇談会」において協議
- ・平成20年度開始の「富士見市協働によるまちづくり講座（通称「出前講座」）により、市民の求めに応じ市職員を講師として派遣

#### 生涯学習関連施設の連携強化

- ・「公の施設連絡調整会議」の開催により、各種施設間の統一的施設提供にかかる判断基準等を協議
- ・施設の所管が異なる公民館、交流センター、コミュニティセンター等（生涯学習関連施設）が、生涯学習並びに市民参加・協働のまちづくりの推進による自治の発展に資することを目的として「富士見市地域施設連携等推進委員会」を組織

### (2) 市民活動への支援 達成度：B

#### 情報収集・提供及び発信の充実

- ・まちづくりに関する情報及び学習機会を市民に提供するため、市職員を講師として派遣する「富士見市協働によるまちづくり講座（出前講座）」を平成20年度から開始
- ・公の施設利用団体・サークル情報の市HP掲載と公共施設への掲出
- ・市民人材バンク制度、地域子ども教室などの情報提供
- ・世代や分野別など多様な要求に応じた情報提供

#### 市民人材活用の促進

- ・市民人材バンク登録者を平成14年度から募集
- ・平成15年度からバンク利用を開始



- ・平成15年度から「市民人材バンク推進員の会」との委託契約により、バンク登録者と利用者の開拓・バンク活用モデル事業を実施

## 4 今後の課題

### (1) 推進体制の充実

#### 推進体制の充実

- ・基本計画の実現に向け、進行管理を行う推進体制の確立と、市民参加・協働によるまちづくり推進のため、全庁的に統一した取り組みが必要
- ・平成23年を終期とする基本計画について、推進体制のあり方や位置づけを検証しながら新計画移行に着手し、総合目標、具体的施策などの策定を平成22年度に行い、平成23年度から新計画に沿った取り組みを開始

#### 生涯学習関連施設の連携強化

- ・NPOはじめ多様な市民活動が展開される中、「公の施設連絡調整会議」において免除規程の見直しや時間単位の施設提供等に関する検討を継続
- ・「富士見市地域施設連携等推進委員会」において、生涯学習の機会均等を図るため各生涯学習関連施設担当エリア区分及び市民参加・協働による地域施設としての運営に関する検討を継続

### (2) 市民活動への支援

#### 情報の収集・提供及び発信の充実

- ・出前講座の利用者の拡大や講座内容の充実
- ・地域の実情にあわせた生涯学習・社会教育に関する情報の提供
- ・共通性を持たせた全市的な学習情報の提供
- ・出前講座・人材バンクの利用申込方法に関する周知の充実

#### 市民人材活用の促進

- ・人材バンク登録者の活動実績のばらつき
- ・多様化する学習要望に応えられる登録者の確保
- ・登録、更新に関する手続きの整備

## 1 目標

- 社会の変化が著しく進展する中で、新しい時代を生きる児童生徒の発達段階に応じた基礎・基本の確実な定着や体力の向上を図るとともに、心の教育を充実し、一人ひとりの個性と創造性を伸ばす教育を、家庭と地域の連携を図りながらすすめます。
- 障害をもつ児童生徒においても、一人ひとりの障害に応じた適正な教育をすすめ、個々の可能性を伸ばすとともに、交流教育を推進し、社会参加への意欲や自立のための能力形成につとめます。
- 児童生徒の心のケアをはじめ、国際化、情報化といった時代の変化への対応や地域の特性をいかした教育に関する調査研究を推進するとともに、研修を充実し教職員の資質向上につとめます。
- 幼児の心身の発達を助長するため、家庭との連携を図りながら、幼児教育の振興を図ります。
- 教育の機会均等の観点から、高等教育をはじめ教育を受ける機会を保障するための経済的支援をすすめます。
- 学校施設の改修を計画的にすすめるとともに、余裕教室をはじめ学校施設の有効活用を図りながら、地域とともに歩む学校運営を推進します。

## 2 体系図

大柱	中柱
学校教育の充実	①幼児教育の振興 ②義務教育の推進 ③特別支援教育の推進 ④学校施設の整備 ⑤地域に開かれた学校運営 ⑥教職員研修・研究活動の充実 ⑦高校・大学等教育の振興

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

(1) 幼児教育の振興	達成度：A
-------------	-------

- ・幼稚園就園奨励費補助の実施
- ・18年度 小学校1年生の兄・姉いる園児へ優遇開始
- 19年度 上記を小学校2年生まで拡大
- 20年度 上記を小学校3年生まで拡大
- 21年度 所得階層に関係なく第3子の保育料補助の拡大
- 補助単価の引き上げを毎年度実施
- (例) 4階層第1子
- 18年度 56,900円
- 19年度 57,500円
- 20年度 59,200円

**( 2 ) 義務教育の推進 達成度：B**

**教育内容の充実**

- ・「教育に関する3つの達成目標（学力・規律ある態度・体力）」に基づき、児童生徒の個性を伸ばす教育の推進とともに、家庭や地域と連携した、体験的・問題解決的な学習の展開や、道徳教育、体力向上などの取組みを推進
- ・「特色ある学校づくり」の取組みとして学校が地域と連携し、地域特性や児童生徒の実態を活かした教育活動を推進（平成18年度～実施中）
- ・英語教育の充実と国際理解、国際交流教育の推進を目指し、小・中・特別支援学校に外国語指導助手を派遣（平成20年度～実施中）

**学力の向上**

- ・教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として全小学校に配置し、きめ細やかな学習支援を実施
- ・「確かな学力」の定着を目指し、県から配置される「少人数指導加配教員」等を活用し、個に応じた指導を実施

**教育相談体制の充実**

- ・教育相談事業（面接等による教育相談、教育相談の研修や講演、広報活動、教育相談の資料収集と調査研究）の実施
- ・通室生支援事業（市内不登校児童生徒に対する集団生活への適応指導、情緒安定や基礎学力充実の相談等）の実施により、学校復帰を支援し社会的自立を促進

**学校給食の充実**

- ・小学校11校(6,304食)と中学校6校(2,841食)の給食を年間184回提供
- ・食育、学校栄養指導、施設見学・試食会の実施

**( 3 ) 特別支援教育の推進 達成度：A**

- ・発達障害・情緒障害のある児童のための通級指導教室を開設（諏訪小学校内）
- ・特別支援学級訪問の実施
- ・すこやか支援員の配置
- ・よりよい就学相談を目指した市障害児就学支援委員会の改善
- ・富士見特別支援学校のセンター的機能を活用した「特別支援教育研究委員会」の実施
- ・富士見特別支援学校コーディネーター、教育相談研究室、通級指導教室担当教員、市教委担当指導主事による就学相談の実施
- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒・保護者、担任等への指導・支援

**( 4 ) 学校施設の整備 達成度：B**

**耐震工事・改修工事の推進**

〈耐震工事〉

- ・阪神淡路大震災以降策定された『地震防災緊急事業五箇年計画』1次（平成8～12年度）及び2次（平成13～17年度）に基づき校舎耐震化を推進
- ・平成17年度末までに、諏訪小、みずほ台小、鶴瀬小、水谷小、東中、本郷中、西中、勝瀬中の8校完了（中学校校舎耐震化完了）
- ・第3次計画（平成18～22年度）に基づき平成20年度末までに、勝瀬小、南畑小、水谷東小、関沢小の4校完了（小学校校舎耐震化完了）
- ・体育館耐震化に向けて平成20年度末までに該当校11校の耐震診断済み

〈改修工事〉

- ・ 緊急性の高い改修工事を計画的に実施  
勝瀬中外壁改修工事、西中外壁改修工事、水谷小外壁・防水改修工事等実施

〈増築工事〉

- ・ ふじみ野小は開校以来 2 回増築を実施、平成 21 年度教室棟増設

#### 小学校の統合整備

- ・ 平成 17 年度末までに PFI 導入可能性調査、統合校基本設計実施
- ・ 平成 18 年度 旧鶴瀬西小解体工事、土地鑑定及び都市再生機構との土地交換契約、つるせ台スクールアンドメディアパーク(株)と PFI 事業契約締結
- ・ 平成 19 年度 PFI 事業運営支援業務契約締結、統合校実施設計及び建設工事着手
- ・ 平成 20 年度 PFI 事業運営支援業務契約締結 (モニタリングマニュアル作成等)、先工区工事完了及び開校授業開始

#### 学校備品の充実

- ・ 豊かな教育環境の確保のため、小学校・中学校の理科教育振興備品、図書備品、教材備品及び特別支援学校の備品購入
- ・ 安全・快適な教育環境の確保のため、事務用パソコン (リース)、FF ファンヒーター等の校用備品購入

### ( 5 ) 地域に開かれた学校運営 達成度 : B

#### 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- ・ 「彩の国教育の日」における学校公開、合唱コンクールなどの取組み
- ・ 町会、社会福祉、社会教育等の関係者や関係団体からなる学校評議員を平成 21 年度は 69 名委嘱
- ・ 学校関係者評価の実施
- ・ 地域人材講師による中学校「ふれあい講演会」の開催
- ・ 地域での勤労体験活動や、職業観を育成する中学校「はつらつ社会体験事業」の実施
- ・ 小学校理科支援員、学校図書館整理員、ふれあい相談員など地域人材の教育力を導入

#### 教育資源の相互活用

- ・ 中学校部活動指導員を配置
- ・ 小学校 5・6 学年に理科支援員を配置
- ・ 地域の方や保護者からなる学校応援団を各小学校に設置し、学習、環境整備、登下校の安全管理等を支援
- ・ 学校ファームをつくり、地域の方々との農作業を通して食育の充実を図る
- ・ 公民館、図書館、市民文化会館、市民総合体育館等の地域学習機関を活用し、多様な学習活動を実施
- ・ 学校の体育館・校庭等を地域に開放し、開かれた学校運営を推進

#### 安心・安全な学校づくりの推進

- ・ 危機管理マニュアルを全学校が整備し、全職員の共通理解促進と危機管理体制を充実
- ・ 不審者対応の避難訓練や防災教室を実施
- ・ 警察官 OB のスクールガード・リーダーを配置し、小学校の定期的巡回警備と警備ポイントや改善点をスクールガードに指導
- ・ スクールガード連絡協議会を設置し、各地区の情報交換と情報を共有
- ・ 学校安全ボランティアによる登下校の見守り活動やパトロールの実施
- ・ 安全マップ作りによる小学生の安全意識の育成

### ( 6 ) 教職員研修・研究活動の充実 達成度 : B

- ・各種研修会の実施（教科等指導法研修会、教職員年次研修会、生徒指導研修会、教育相談研修会、学校研究・共同研究・個人委嘱研究発表会等）
- ・研究委嘱の実施（市委嘱学校研究、共同研究・個人研究）
- ・各種委嘱委員会の実施（国際理解教育推進委員会、不登校児童生徒対応推進委員会、特別支援教育研究委員会等）

#### （ 7 ） 高校・大学等教育の振興 達成度：C

##### 高校・大学等教育の振興

- ・日本政策金融公庫の教育資金融資により、高校・大学等の入学に際する返済利子の一部または全部の補助

##### 研究機関・大学等誘致の検討

- ・教育委員会と淑徳大学の教育連携に関する協定により、教育実践演習実習生やスクールボランティアの受け入れ

## 4 今後の課題

#### （ 1 ） 幼児教育の振興

- ・幼児教育費の無料化による少子化対策の充実

#### （ 2 ） 義務教育の推進

##### 教育内容の充実

- ・「知・徳・体」の調和が取れた児童・生徒の育成に向けた教育内容の充実
- ・新学習指導要領の全面実施による外国語活動や英語教育の充実、外国語指導助手の活用
- ・保護者や地域の教育力を学校教育に活かすための組織整備

##### 学力の向上

- ・小学校での基礎学力向上の成果を中学校にも拡大するため、学習上課題のある中学生に対する個別の適切な支援が必要

##### 教育相談体制の充実

- ・教育相談事業と通室生支援事業を発展させるため職員配置、処遇等の見直しが必要
- ・調査データの作成やPR方法、大学生の活用等の工夫
- ・全市的連携による不登校発生率の抑制

##### 学校給食の充実

- ・施設、設備、備品の老朽化
- ・新学習指導要領の実施に伴う給食時間の変更
- ・米飯給食の拡大
- ・地場産野菜の利用拡大
- ・アレルギー対応

#### （ 3 ） 特別支援教育の推進

- ・小・中・特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの位置づけ
- ・特別支援教育コーディネーターの実践力の向上
- ・発達障害を中心とした研修会の実施
- ・人的資源の開発、育成及び確保
- ・学校、保護者の特別な教育的ニーズに応えられる組織体制の見直し

#### （ 4 ） 学校施設の整備

## 耐震工事・改修工事の推進

〈耐震工事〉

- ・補強を必要とする体育館 9 校の耐震化を推進
- ・平成 21 年度 勝瀬小、関沢小、水谷東小、本郷中、東中実施
- ・平成 22 年度 みずほ台小、鶴瀬小、西中、勝瀬中実施

〈改修工事〉

- ・平成 23 年度以降に再開する大規模改造工事を緊急性にあわせ計画
- ・校舎内トイレ改修の推進
- ・ICT 関連事業の計画的な推進

### 小学校の統合整備

- ・全体事業見直し後、後工区工事の完了予定を平成 21 年度末としたが、都市再生機構の団地建替事業の遅れから後工区事業スケジュールが変更になったため、平成 22 年 4 月供用開始までに諸問題調整が必要

### 学校備品の充実

- ・新学習指導要領の先行導入による教材備品の増加
- ・財源確保策の必要性や、教材備品の充足指導と新学習指導要領に連動した内容の充実

## ( 5 ) 地域に開かれた学校運営

### 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- ・学校評議員、PTA 役員等との積極的な意見交換、教育活動の点検、PDCA サイクルの確立を全校で展開する

### 教育資源の相互活用

- ・理科支援員の全小学校への配置
- ・学校応援団の学校支援地域本部を設置し、各校の情報・意見交換が行えるよう支援する
- ・学校ファームの設置を拡大し、食育の充実を図る
- ・地域の学習機関（公民館、図書館、体育館等）との積極的な連携により円滑な利用に努める
- ・学校応援団、地域子ども教室事業等の円滑な推進のため生涯学習課との連携が必要
- ・学校施設（特別教室、パソコン室、調理室等）の地域への開放

### 安心・安全な学校づくりの推進

- ・学校安全ボランティアの計画的な活動の充実
- ・スクールガード・リーダーの後継者確保
- ・スクールガード・リーダーと各学校との連携強化

## ( 6 ) 教職員研修・研究活動の充実

- ・学習指導要領の目指す教育内容や研修を実践する指導力の育成
- ・本市の教育課題や学校ごとの課題を明確にし、研修課題や方法を検討
- ・実践に結びついた研修内容の検討
- ・教員の年齢ギャップを解消する研修内容の検討
- ・研修時間の確保

## ( 7 ) 高校・大学等教育の振興

### 高校・大学等教育の振興

- ・制度の周知徹底
- ・旧制度に係る損失補償分の滞納処理問題
- ・融資限度額及び返済期間の拡充による利子補給額の対象限度額検討

## 研究機関・大学等誘致の検討

- ・ 少子高齢化により大学等の誘致は厳しい状況にあるため、近隣市町村の大学等との連携協力関係について模索する

## 1 目標

- 市民の多様で高度化する文化活動を支援するために、さまざまな教育・文化施設の整備や設備の充実につとめます。
- 文化活動を通じた市民による交流や創作・発表の機会をつくり、富士見の特色あふれる新たな市民文化の創造につとめます。
- 幅広い市民文化活動を支えるための市民による組織づくりと文化行政の推進体制づくりをすすめます。

## 2 体系図

大柱                      中柱  
市民文化の創造    -①市民文化の創造

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 市民文化の創造      達成度：B

#### 文化施設の活用

〈各交流センター・コミュニティセンター・公民館等〉

- ・文化活動を自ら始め、継続し生活を豊かにしていく事業、文化活動の発表と交流の場とする事業、地域住民の相互交流事業を開催
- ・文化活動を始める契機とする「サークル開放月間」の実施
- ・地域に伝わる伝統行事、地域文化を市民との協働で継承する場
- ・施設利用団体の発表と交流の機会とする合同文化祭の実施
- ・新旧、異世代住民の交流の場としての地域イベント、文化祭等の開催
- ・市民芸術鑑賞団体との協働による映画会やコンサートの開催

〈市民文化会館〉

- ・市民の芸術文化振興とコミュニティの促進
  - ・財団法人富士見市施設管理公社を指定管理者として基本協定を締結（平成18～22年度）
- #### 支援体制の整備
- ・市民文化会館との指定管理者の協定に、自主事業実施のほか、市主催事業への協力を明記し市民文化活動への援助を実施
  - ・広報ふじみ等を町会経由で市民に配布し、芸術文化振興・コミュニティ促進に関する情報を提供
  - ・市内の4文化団体からなる市民文化祭実行委員会が、財団法人富士見市施設管理公社との共催により市民文化祭を開催
  - ・利用者等の意見や要望の集約

#### 文化創造事業の推進

- ・各施設を拠点とする創作活動の発信や市民ボランティアとの協働による文化創造事業の推進
- ・市民文化会館を拠点として創作活動に取り組む団体が、交流センターでの事業に参加し地域住民と交流することによる施設間連携の推進



- ・各公民館で活動する多様な団体・サークルが活動の成果を相互に発表しながら交流を広める「公民館まつり（公民館文化祭）」の開催
- ・市民手づくりの創作劇公演やサロンコンサート等の開催
- ・市民文化会館の学校訪問事業（ワークショップ、訪問コンサートなど）を活用した、市内学校の文化創造事業の推進

## 4 今後の課題

### (1) 市民文化の創造

#### 文化施設の活用

- ・施設利用率の向上
- ・公民館利用団体に限らず広く地域で活動する出演団体の掘り起こし
- ・市民文化会館や交流センター等の計画的な施設補修
- ・平成 22 年度末で満了となる市民文化会館の指定管理者について、これまでの実績検証とともに、指定管理のあり方を公募段階から検討する

#### 支援体制の整備

- ・情報提供の充実と文化活動に関する情報のネットワークづくり
- ・市民文化祭の運営は文化団体 4 団体による自主運営が望ましい反面、自主運営になった場合は、施設利用料金徴収の対象となる可能性がある

#### 文化創造事業の推進

- ・市民文化会館開館以来培ってきた文化創造事業の継続性を考慮に入れた指定管理者の選定
- ・地域公共施設と市民文化会館とが連携する事業の拡大
- ・市民参画による企画・運営をすすめるための市民の拡大
- ・市民文化会館の学校訪問事業（演劇ワークショップ）を授業で活用し、コミュニケーション能力の育成を中心とした言語活動の充実



- ・市民学芸員の展示ガイドや事業協力による施設活用の促進（平成21年度登録者30名）  
〈難波田城公園・難波田城資料館〉
  - ・施設改善実施
  - ・難波田城公園まつり、企画展（秋季・春季企画展、穀蔵展示、古民家季節展示）、各種講座（歴史講座、よろいを着てみよう、ふるさと探訪、田んぼ体験隊、古文書講座、竹かご教室、はたおり教室）体験学習（ふるさと体験、ちょこっと体験）協力事業（ちょっ蔵市、さつまいも堀り）などの開催
  - ・市民学芸員の展示ガイドや事業協力による施設活用の促進（平成21年度登録者25名）
  - ・難波田城公園活用推進協議会や資料館友の会との事業共催など、市民協働による施設活用の促進
- 地域活性化資源としての活用**
- ・市民への文化財の周知、愛着を深めるための事業として「文化財めぐり」を実施

## 4 今後の課題

### (1) 文化財の保存・継承

#### 文化財の調査・収集・保存の充実

- ・埋蔵文化財包蔵地の適正な把握と周知
- ・試掘調査、発掘調査の効率的な実施
- ・膨大な出土資料の適切で効率的な保存、地域資産・教育的資産としての活用
- ・保護施策を優先してきた指定文化財の今後の活用施策の検討
- ・膨大な資料の継続的なデータ化
- ・飽和状態となっている民俗資料の収蔵
- ・平成23年度開始の資料館業務委託の拡大に向けた、資料管理部門の最適な位置づけ

#### 郷土芸能の保存・継承活動の充実

- ・後継者育成
- ・「伝統芸能のつどい」等、芸能公演の機会を設け周知を図る

### (2) 文化財を生かしたまちづくり

#### 歴史公園・資料館施設の活用

〈水子貝塚公園〉

- ・復元住居5棟の順次修繕（茅屋根の葺き替え）
- ・樹木の密生・高木化による近隣住民からの苦情に対応するため、伐採も視野に入れた樹木管理方法

〈難波田城公園〉

- ・水堀の遼渌
- ・旧大澤家住宅・旧金子家住宅の茅屋根修繕

〈両園〉

- ・平成23年度からの資料館業務委託の拡大を踏まえた事業分担や市民学芸員制度の見直し検討
- ・地域の歴史、文化財に関する企画展示や各種講座を開催するとともに、市民学芸員との連携を強化していく

#### 地域活性化資源としての活用

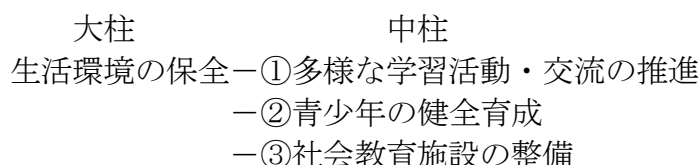
- ・文化財めぐりの魅力あるコースを検討
- ・文化財を紹介する刊行物が少ないため、市民への周知が不十分
- ・資料館との連携を進めた積極的活用の検討

- ・社会教育施設と連携した学校における授業づくり

## 1 目標

- 社会の変化とともに多様化、高度化する市民の学習要求に応じた学習機会を設け、市民の自主的な学習活動を支援するための情報の提供や相談体制の充実につとめます。
- 市民による多様な学習活動を通して、活力あふれる地域を生み出す拠点となる社会教育施設や設備の整備をすすめます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 多様な学習活動・交流の推進 達成度：B

#### 学習機会の充実

- ・地域の課題を学習する機会の充実（少子高齢社会、介護予防、子育て、健康、まちづくり等）
  - ・現代的課題を学習する機会の充実（環境保全、情報化社会、人権尊重等）
  - ・NPOはじめ市民団体やサークルとの協働による事業の開催（市民大学、子どもフェスティバル、地域自治シンポジウム等）
  - ・市民の自主的な学習・文化・レクリエーション活動への支援→削除する
- #### 情報収集・提供、相談体制の充実
- ・公の施設利用者への情報提供を一元化して市ホームページに掲載  
〈各公民館〉
  - ・市民とともに編集する公民館だよりの発行と館区内へ全戸配布
  - ・学習・文化情報の収集と提供
  - ・市民の学習・文化活動に関する相談事業  
〈中央図書館〉
  - ・市民要望に沿った資料提供とホームページサービス機能の充実  
利用状況（平成21年3月末時点）  
貸出（全館）：利用人数140,318人 貸出点数565,750点  
蔵書（全館）：389,684冊

#### 主催事業

- ・一般向け：映画会、本のリサイクルフェアなど ・児童向け：映画会、おはなし会、文化講座など
- ・広報活動
- ・テーマ展示
- ・障害者サービス：登録者25名 朗読者13名 資料提供1,024タイトル 対面朗読：77回  
H14 祝日（休館日）が土・日にあたる場合の開館開始、ふじみ野分館開館

- H15 市内公共施設で予約資料の受け取りサービス開始 ホームページで蔵書検索・予約受付開始 視聴覚ブースでDVD視聴開始
- H16 中央図書館開館時間延長(火～金 午後7時)
- H17 視聴覚資料の予約受付開始
- H18 視聴覚資料の電話予約受付開始 電子メールで予約連絡開始
- H19 視聴覚資料の返却ポスト利用開始
- H20 携帯電話での予約サービス開始 乳幼児健診時の読み聞かせと絵本リストの配布開始 鶴瀬西分館の指定管理者制度導入
- H21 鶴瀬西分館を新設再開 (つるせ台小学校内)

#### 団体・サークル活動への支援

- ・市民団体・サークルが取り組む学習文化活動の支援や活動内容に応じた協力・援助
- ・「公民館利用団体サークル活動公開月間」を4公民館一斉に実施し、活動状況を広く市民に公開
- ・公民館利用者連絡会等による団体相互の交流や利用者の利便性を図るための協議・検討を行う

### (2) 青少年の健全育成 達成度：B

- ・青少年関係団体への支援・育成のため、補助金交付、事業委託等を実施  
市青少年育成市民会議（青少年健全育成市民大会、中学生の主張大会、薬物乱用防止キャンペーン、広報誌の発行など）  
市青少年相談員協議会（むかしあそび、サマーキャンプ、クリスマス会、スケートなど）  
市青少年育成推進員の会（地域パトロール、県の関係条例の普及啓発、青少年育成市民会議事業への協力）  
市PTA連合会（子どもフェスティバル企画実行委員、同ふれあいコーナー参加）  
市子ども会育成会連合会・単子子ども会育成会（連合会事業：子どもフェスティバルドッジボール大会、遊びの館）
- ・市青少年問題協議会の開催（青少年健全育成について審議、研修）
- ・地域の教育力を生かし、放課後などに小学生の安全安心な居場所づくりとなる地域子ども教室を推進（平成17年～）

### (3) 社会教育施設の整備 達成度：B

#### 公民館施設の充実

- ・4館ともに築30年近くとなり施設、備品等の老朽化により随時、雨漏りの簡易修繕や集会室、児童室等の内装修繕などを実施
- ・地域の高齢化に対応した施設改善として、トイレの洋式化や階段手すりの設置等を実施
- ・安全な施設の維持管理のための大規模修繕について、建物耐震構造診断調査を順次行い（平成20年度水谷公民館実施）、その結果に基づき改修工事を計画的に実施

#### 図書館施設の整備・充実

- ・平成元年 旧鶴瀬西分館開館（～H17）
- ・平成3年 水谷東公民館図書室開室
- ・平成6年 中央図書館開館
- ・平成14年 ふじみ野分館開館
- ・平成21年 鶴瀬西分館開館（指定管理者制度導入）

## 4 今後の課題

### (1) 多様な学習活動・交流の推進

### 学習機会の充実

- ・ 暮らしの貧困・格差社会や環境破壊など社会経済情勢の変化に対応した学習機会の充実
- ・ より一層幅広い地域住民からの学習要求の掘り起こし
- ・ 市民との協働事業における協働のルールや新たな分野の支援事業の展開
- ・ 市民の学習要求に応え、効率的、効果的に事業を展開することを目指した生涯学習関連施設間の継続的検討

### 情報収集・提供、相談体制の充実

〈各公民館〉

- ・ 公民館だよりの独自性を守り育てるための地域情報提供者の拡大
- ・ 公民館活動や地域話題等を迅速に伝えるとともに、利用サークルホームページとのリンク等も可能な公民館ホームページ開設についての検討

〈中央図書館〉

- ・ 運営の水準が維持できるよう、業務移行に関わる事務の継続と適切なモニタリングを実施する体制の確保

### 団体・サークル活動への支援

- ・ 高齢化に対応した活動支援
- ・ 若年層の取り込みや団塊世代の地域デビュー支援
- ・ サークル活動の成果を地域に還元するための受け皿づくり

## ( 2 ) 青少年の健全育成

- ・ 活動の中心となる担い手などの人材不足
- ・ 地域子ども教室の国、県からの財政的支援の将来的な保障と対策
- ・ 子ども会育成会連合会加盟団体の減少と対策

## ( 3 ) 社会教育施設の整備

### 公民館施設の充実

- ・ 計画的な施設改修と設備修繕
- ・ 高齢者や障がい者など誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインの視点にたった対応

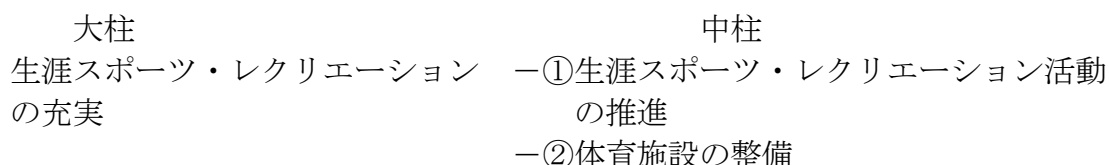
### 図書館施設の整備・充実

- ・ 計画的な施設の整備・充実
- ・ モニタリングによる計画的な施設維持
- ・ 視聴覚機器・機材の更新整備

## 1 目標

- 市民の生涯にわたる健康づくりを促進するために、年齢や体力に応じた各種のスポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくります。
- 市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するために、施設の整備をすすめるとともに、指導者の要請や情報提供の充実につとめます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進 達成度：B

#### 各種スポーツ・レクリエーションの普及

- ・仲間づくりや地域コミュニティの醸成、体力の向上やストレス発散、生活習慣病の予防など、心身の健康保持増進のため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催
- ・誰もが簡単にできるニュースポーツとして、ソフトバレー、ペタンクの普及やバドミントンの考案と普及を推進

#### 情報提供、相談体制の充実

- ・広報紙により各種大会・教室について情報提供
- ・市民総合体育館において、市内活動団体・サークルの紹介や近隣の大会等開催情報を提供
- ・スポーツ安全保険の加入促進
- ・スポーツ・レクリエーション活動に関する相談対応

#### 団体・サークルへの支援

- ・体育協会、体育指導委員連絡協議会の自主的な取組み促進への支援
- ・小学校区ごとの地区体育祭充実のための実行委員会の支援
- ・全国大会等出場激励金の交付によるスポーツ振興と市民連帯意識の高揚を図る

### (2) 体育施設の整備 達成度：B

#### 社会体育施設の整備

良好な施設環境を市民に提供するため計画的な改修・修繕を実施

- ・市民総合体育館（平成2年10月開館、平成18年～指定管理者制度導入）
    - H19 自動ドア修繕 非常用自家発電装置修繕 昇降装置修繕
    - H20 非常照明用蓄電池触媒栓修繕 トレーニング機器修繕・
    - H21 メインアリーナ安定器修繕 大規模改修設計委託
- 利用者数 H19 221,502人 H20 178,305人



- ・富士見ガーデンビーチ（昭和59年6月開設、平成17年～指定管理者制度導入）
  - H18 流水プール吸い込み口修繕工事 換気扇等修繕 ろ過機等改修工事
  - H19 漏水調査委託 流水プール塗装修繕
  - H20 ウォータースライダー塗装修繕 管理棟内修繕
  - 利用者数 H19 57,282人 H20 60,824人 H21 57,778人
- ・運動公園・第2運動公園・びん沼公園
  - H14 第2運動公園開園
  - 利用者数 H18 37,198人 H19 59,409人 H20 50,216人

#### 学校体育施設開放の充実

- ・学校体育施設開放の円滑な利用を図るため、運営協議会を各校に設置し、調整会議により毎月利用予定を協議
- ・学校体育施設の安全かつ適切な利用を図るため、各利用団体から施設管理指導員を選出し、利用方法を指導
- ・学校体育施設利用中の事故・疾病に即時対応するため、各校にAEDを設置し講習会を実施

## 4 今後の課題

### (1) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

#### 各種スポーツ・レクリエーションの普及

- ・年齢差、体力差に応じた事業内容を展開するため、体育指導委員などスポーツ・レクリエーション指導者の養成
- ・誰でも参加できるニュースポーツのさらなる普及を推進

#### 情報提供、相談体制の充実

- ・障害者スポーツなどを含めた幅広いスポーツ・レクリエーション情報の一元化
- ・学校開放利用団体、市民総合体育館利用団体のホームページでの情報提供
- ・指導者育成や人材発掘

#### 団体・サークルへの支援

- ・体育協会、体育指導委員連絡協議会など市民活動団体・組織への活動支援による市民のスポーツ・レクリエーションの充実
- ・誰もが気軽に楽しめる競技情報の提供による地区体育祭参加者の増員
- ・激励金交付対象者、大会等の交付条件を明確化し、激励金交付要綱を整備

### (2) 体育施設の整備

#### 社会体育施設の整備

- ・市民総合体育館、富士見ガーデンビーチの老朽化のため、施設・設備の計画的な修繕による利用者の安全確保

#### 学校体育施設開放事業の推進

- ・夜間照明施設利用促進のための周知の徹底
- ・学校体育施設開放用備品の整備、充実
- ・学校体育施設利用上の安全管理、防犯対策を図るため、利用団体への指導の徹底



- ・新・旧含めた外国籍市民に対する生活ガイド6カ国語ホームページの周知徹底
- ・外国籍市民がより簡単に正確にアクセスできるようなホームページの表示方法等の整備



## 第5章

活気に満ちた

産業のあるまち

### 1 目標

- 畑地帯、水田地帯の特徴をいかした適地適応型農業の確立と優良農地の保全につとめるとともに、農産物の高付加価値化を図り、豊かな食糧生産の実現をめざします。
- 安全な食生活の実現のため、有機農法などの農業の展開を図るとともに、生産者と消費者の連携による循環型体制の確立をめざします。
- 農地の生産性を高めるため、ほ場の大区画化、用排水施設の整備や農地の汎用化による農業基盤の整備をすすめるとともに、大型機械の効率的な利用等による生産コストの低減を図り、農業経営の安定化を促進します。
- 活力ある地域農業を確立するため、後継者の育成につとめるとともに、農業体験や技術研修等を通じ、女性、高齢者などを含めた多彩な新たな担い手の育成を図ります。
- 生産者、農業団体、消費者、関係機関と連携を図り、市内農産物の地域内消費を推進するとともに、農産物直販所の設置や市民農園の整備など多様な農業の展開をすすめます。

### 2 体系図

大柱	中柱	
生活環境の保全	(1) 農業基盤の整備	①農業基盤の整備
	(2) 生活環境の整備	①生活環境の整備
	(3) 農業後継者の育成	①農業後継者の育成
	(4) 消費者と連携した農業の展開	①地場生産・地場消費の推進 ②市民との交流

### 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

**(1) 農業基盤の整備 達成度：B**

#### 農業基盤の整備

- ・過去に整備された優良な農用地と、平成3年から平成12年において整備された上南畑地区の55haに加え、平成4年から平成16年にかけて整備された下南畑77haの大規模ほ場整備においては、事業完了後に受託組織が設置され小規模農家の受託システムが整い、平成20年度においては、JAが主体となり、組織の向上が図られている。
- ・一部地域では集落内の環境整備の取り組みに合わせて、地域の農業団体が主体となり、優良な農地の保全のための巡回や施設の点検、整備など実施している。

**(2) 生活環境の整備 達成度：B**

#### 生活環境の整備

- ・農業集落内の環境の向上を図るため、集落間の基幹的な道路や公共施設を結び生活環境に大きな役割を果たす道路を、平成16年度から平成19年度の4年間において、ふるさと農道緊急整備事業により、2,663m整備をした。
- ・優良農地を抱えた下記の2地区に対し、農地の保全向上のために行う自然循環機能を維持・増進するため、地域ぐるみの効果の高い共同活動と、地域住民の先進的な活動に、平成20年度から23年度まで支援している。

- 1)東大久保・農地・水・環境保全協議会(基礎面積2,284a)
- 2)難波田城公園地域環境保全協議会 (基礎面積2,156a)
- ・平成20年度の各地域の環境保全活動には、地域住民と農業団体で延べ2,000人の参加があった。
- ・遊休農地の雑草の繁茂やゴミの不法投棄等の増加状況の調査を実施している。

### (3) 農業後継者の育成 達成度：C

#### 農業後継者の育成

- ・農業委員、農業青年会議所、市内農業者、川越農林振興センター、JAいるま野等により構成される富士見市農業後継者対策協議会の運営を軸に、市の農業政策等についての意見交換を行う。
- ・JAいるま野が実施する農家児童交換体験学習会への補助。  
(参加状況：平成20年度・延べ82名 平成19年度・延べ62名)
  - サツマイモ苗の植え付け～生育状況の観察～収穫
  - 枝豆の植え付け～生育状況の観察～収穫
- ・希望する市内小中特別支援学校及び保育所等に対し、サツマイモの苗及びジャガイモの種芋の配布。  
(サツマイモ配布実績：平成21年度16施設2,600本 平成20年度15施設2,600本 平成19年度14施設2,500本)  
(ジャガイモ配布実績：平成20年度20施設149個 平成19年度17施設133個)
- ・認定農業者(現在33名認定)

### (4) 消費者と連携した農業の展開 達成度：B

#### 地場生産・地場消費の推進

- ・学校給食、保育所等の給食に使用する米、野菜、味噌等について地元産の農産物を使用する給食づくりを推進した。  
(平成20年度給食センターでの食材購入量の35%を地元農産物とした。)
- ・地元産農産物の普及、販売及び消費者との交流については、イベント等の開催時に試食や販売により推進を図った。(富士見ふるさと祭り、なんばた青空市場、菜の花まつり)
- ・富士見市農業マップの増刷と市ホームページで市内農産物を紹介している。

#### 市民との交流

- ・市民農園整備事業として、農業従事者以外の人に、野菜や草花の栽培を通して自然と触れ合うこと等で、農業への理解と遊休農地の解消を図っている。

名 称 打越市民農園

契約期間 5年(平成18年度から平成22年度)

区画数 146区画

(平成13年度より継続中)

## 4 今後の課題

### (1) 農業基盤の整備

#### 農業基盤の整備

- ・農業者の高齢化や後継者不足が進み農業基盤を支える担い手が少なく、また、集落機能の低下が進行しており、就農者の減少が進んでいるため、将来の農業基盤の確立を図る必要がある。

## ( 2 ) 生活環境の整備

### 生活環境の整備

- ・農業集落内の良質な住環境確保のため、高齢者を始めとする地域住民が安心して利用できる道路環境、及び大型化している農業機械等の通行に支障が無い道路環境の整備。
- ・農業集落内の生活排水等、良質な水環境を確保するため、総合的な環境整備に向けての公共下水道を含めた整備の検討。
- ・集落における優良な農地の確保と集落環境の整備のため、地域ぐるみの環境活動への取り組みの重要性と、地域における環境保全活動への意識向上。
- ・遊休農地が増加し雑草の繁茂や、ゴミの不法投棄が増加し、集落を始め優良農地への悪影響を与えており、その対策の必要性。

## ( 3 ) 農業後継者の育成

### 農業後継者の育成

- ・他業種との所得格差等により後継者確保が難しい現状であるため、就農に意欲のある人の参入等就農制度の推進を図る必要がある。
- ・農業を維持継続するために、高額な農業機器の更新に対する支援策が必要である。
- ・意向調査では市内農業者の半数以上の方が、現状を維持したい希望であり、これまでどおりの経営を継続するとの回答であった。また、7割以上の農業者が、農業的な規模拡大を考えていないため、現状での支援策等の検討が必要である。
- ・高齢化が進んでいるにも関わらず、農地の利用集積等貸付に対する理解が少ないため、第2種兼業農家に対しての農業維持のための対策や支援が必要である。
- ・農業収入の増加とともに安定化を図るため、大規模化・集約化が求められる。

## ( 4 ) 消費者と連携した農業の展開

### 地場生産・地場消費の推進

- ・農業者の高齢化と後継者不足は喫緊の状況であるため、地産地消を推進していくためには、農業経営の安定と担い手を育成していく必要がある。
- ・学校給食等への農産物の提供は、量や価格の問題があり生産者個人では限界があるため、体制づくりが必要である。
- ・消費者の意向を把握し、需要品目と生產品目の検証は地産地消を推進するうえで重要であるため、生產品目の調整を図ることが必要となる。

### 市民との交流

- ・50㎡の区画は広く、利用がされていない箇所が目立つため、区画の規模を見直す必要がある。
- ・契約期間が5年であり、他市と比較しても長く、より多くの市民に利用してもらうためには契約期間を見直す必要がある。(H21.6.30現在28名の待機者がいる。)
- ・農園全体の日常管理として周辺の雑草の除去や園内の排水対策など、通常の維持管理面における対策を講じる必要がある。



## 1 目標

- 経営の近代化、後継者の育成、商店街の活性化を支援するとともに、商工会、商店会などと連携して、消費者に親しまれる地域に密着した商店街の環境整備につとめ、地域内消費の推進を図ります。また、市内商業者を含め、交通立地をいかした沿道サービス型商業の誘致を図り、商圈の拡大と地域の活性化をめざします。
- 工業経営の安定化と地場産業の振興のため、中小企業の経営基盤の強化、人材の育成等への支援を行うとともに、住工混在の解消につとめます。また、情報通信、流通、サービスなど幅広い分野における都市型産業の導入を図り、均衡ある産業の振興をめざします。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
商工業の振興	(1) 商業の振興	①経営相談、指導等の充実 ②商店街の活性化 ③新市街地整備にあわせた商業の誘致
	(2) 工業等の振興	①経営相談、指導等の充実 ②都市型産業の導入

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 商業の振興 達成度：C

#### 経営相談、指導者等の充実

(融資実績：平成18年度 3件、平成19年度 4件、平成20年度 0件)

- ・中小企業向け制度融資を実施し、経営の安定化を図った。
- (1. 市の制度融資＝特別及び一般小口融資、緊急融資 2. 国の融資＝市が行う業務はセーフティネット保証認定事務)
- 実務上、ウエイトが市の制度融資あっせんから、国が行う低利のセーフティネット保証へシフトしつつある。
- (セーフティネット認定件数：平成18年度 6件、平成19年度 18件、平成20年度 266件)
- ・市内中小企業者を支援するため、商工会を中心とし、後継者育成を含めた経営改善指導や税務相談、また若手事業希望者への創業塾の実施を行った。
- (平成20年度経営指導3,581件・税申告指導441件・創業塾19名参加)

#### 商店街の活性化

- ・商業活性化ビジョンに掲載されている事業の実施。
- (主な実施事業の内訳)
- まちなかベンチコンクールの実施（4商店会にベンチを設置）
- 商業モニターの実施（平成17年度、18年度）
- 商工会の下部組織である、「商業活性化研究会」活動への支援。  
(平成18～20年度…各50万円)
- ・平成16年度に旧法による中心市街地活性化基本計画の策定を行ったが、法改正に伴い内

容精査を行う必要があり、事業実施に至っていない。

- ・商店会が行う活性化推進事業（ソフト事業）への補助。
- ・商店会が設置し維持管理している街路灯の電気料を、平成21年度から全額補助。（50%補助⇒100%補助）

#### 新市街地整備にあわせた商業の誘致

- ・新市街地の整備に進捗が見られなかったため、具体的な商業施設の立地誘導には至っていない。

### (2) 工業等の振興 達成度：C

#### 経営相談、指導等の充実

（融資実績：平成18年度 3件、平成19年度 4件、平成20年度 0件）

- ・中小企業向け制度融資を実施し、経営の安定化を図った  
（1. 市の制度融資＝特別小口融資、一般小口融資、緊急融資。2. 国の融資＝市が行う業務はセーフティネット保証の認定事務）。  
実務上、ウエイトが市の制度融資あっせんから国が行うセーフティネット保証へシフトしつつある。
- ・市内中小企業者を支援するため、商工会を中心とし、後継者育成を含めた経営改善指導や税務相談、また若手事業希望者への創業塾の実施を行った。

#### 都市型産業の導入

- ・県内市町村の企業立地優遇施策の把握。  
（立地企業の固定資産税の減免や補助金制度）

## 4 今後の課題

### (1) 商業の振興

#### 経営相談、指導者等の充実

- ・経営相談施設の不足。起業家への支援。

#### 商店街の活性化

- ・商業活性化ビジョンは平成16年度から平成25年度までの10年間の計画。事業実施に行き詰まりがあり、中間年で見直しが必要。また行動計画の策定を行い実施の明確化が必要。
- ・中心市街地活性化基本計画について、庁内・地元を含めた合意形成の必要。
- ・商店会が引き続き行っている活性化推進事業は進展性に欠ける傾向にあるので、さらなる活性化策が必要。また、実施をしていない商店会に対する支援策の検討。
- ・商業活性化研究会の行う一店逸品運動の行き詰まり感。

#### 新市街地整備にあわせた商業の誘致

- ・商業系土地利用計画についての再度検討。
- ・商業系立地誘導についての既存商店会との合意形成。

### (2) 工業等の振興

#### 経営相談、指導等の充実

- ・経営相談施設の不足。
- ・起業家への支援。

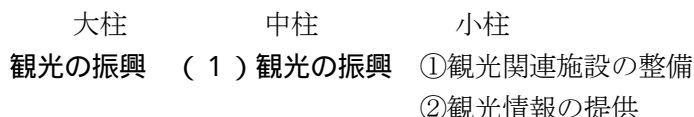
#### 都市型産業の導入

- ・庁内に専門部署がない。
- ・具体的な土地利用計画が必要。

## 1 目標

○水と緑に恵まれた自然資源や水子貝塚公園、難波田城公園に代表される多くの歴史的文化遺産など本市の特性をいかした観光施設の整備をすすめ、これら施設を結ぶ交通網の整備とあわせ、観光基盤の充実を図ります。また、イベントの開催や観光情報の提供等により、まちの活性化を図るとともに、農業、商工業の振興をあわせて推進します。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 観光の振興 達成度：C

#### 観光関連施設の整備

- ・「水と緑と歴史のルート」の観光案内版の設置を検討した。
- 市内3駅前へルート案内板3基設置
- 経路へ距離標識設置

#### 観光情報の提供

- ・埼玉県への情報提供。  
(県の広報を通じ、富士見市内の祭りやイベントなどのPRを行っている)
- ・施設の管理部署において、市のホームページを通じ、せせらぎ菖蒲園など、季節の情報を提供している。

## 4 今後の課題

### (1) 観光の振興

#### 観光関連施設の整備

- ・歴史や施設などの観光資源の洗い出し（民地、民営含む）。

#### 観光情報の提供

- ・観光資源を生かした、客を引きつけるインパクトのあるソフトが必要。
- ・庁内他部署との連携によるPR効果の検証方法の確立が必要。
- ・年間イベント情報や観光資源の情報の提供方法。  
(紙ベースで作成し、駅など多くの人が行き交う場所に設置すると効果が大きい。)
- ・市内公共施設等でテレビ等の撮影等があっても、個別に許可しているため、情報が横断的に集約されていない。

## 1 目標

- 消費者が主体的に自らの生活を守れるよう、県や関係団体と連携し、正しい商品知識など情報提供を行うとともに、相談業務の充実を図り、消費生活の安定化と向上につとめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
消費生活の充実	(1) 消費生活の充実	①消費者保護の充実 ②消費者意識の高揚

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 消費生活の充実 達成度：B

#### 消費者保護の充実

- ・専門的知識を有する消費生活相談員の設置要綱を定め、消費生活に関する相談や苦情を適切かつ効果的に処理することにより、消費者の正当な利益を擁護、増進した。
- ・相談員の業務は商品及び役務に関する知識又は情報の提供、商品及び役務の購入または契約及び消費に関する相談。
- ・相談日は週1日1人体制から相談件数の増加に伴い、毎週月曜から金曜の毎日1人体制に増やした。
- ・相談件数は平成16年度781件がピークで減少傾向にある。減少の要因としては、携帯電話やパソコンでの情報使用料名目の架空・不当請求の相談件数が、各種規制措置により大幅に減少したことが考えられる。
- ・平成20年度は645件で、景気の低迷を反映して、サラ金、クレジット、多重債務等の相談件数が依然として多い。
- ・商品及び役務の購入または契約及び消費過程において生じた苦情に関する相談。その他市民の消費生活の向上に必要な相談及び啓発活動を実施した。
- ・消費者からの相談・苦情に対して助言やあっせんを行い、相談事案の早期解決とトラブルの未然防止を図り、消費者の権利及び利益の確保を図っている。

#### 消費者意識の高揚

- ・悪質商法による消費者被害を始め、多重債務、食品偽装、製品事故など消費者被害の未然防止のために、消費生活にかかわる情報提供や、各種講座の開催等を通して、トラブルに巻き込まれない消費者の育成を図った。
- ・平成20年度の消費生活講座は5回開催し、282人参加した。
- ・社会経験の少ない若年層について、成人式で若者向けのリーフレットを配布し、啓発活動を実施した。

## 4 今後の課題

### (1) 消費生活の充実

#### 消費者保護の充実

- ・新しい商品や販売形態によって、サービスもめまぐるしく変化するため相談内容の十分な聞き取りと調査が必要である。今後も、県との連携を深め消費生活相談体制の充実に努める。
- ・情報通信技術の発展・国際化等により、相談内容が多様化・専門化し関係法規も多岐に亘り、関連法の改正や政省令等がめまぐるしく変わるため、消費生活相談員のレベルアップのための研修会や自主的な勉強会、情報収集のための講演会などへの参加が必要。

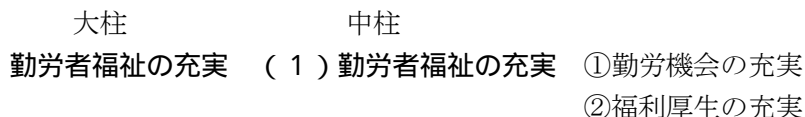
#### 消費者意識の高揚

- ・消費者相談の内容が年々悪質・巧妙化する中において、特に被害に遭いやすい若年層や高齢者を対象とした消費生活講座の開催などを一層充実する必要がある。
- ・自ら解決できる知識やノウハウを身に着けることにより、悪質商法等による消費者被害の未然防止をする。

## 1 目標

- 勤労者のゆとりある生活の実現を図るため、就労機会の拡充、高齢者、障害者、女性の雇用促進、勤労者の福利厚生の実現につとめます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

- 達成度：A 順調に進捗、B 課題等はあるがおおむね順調に進捗  
C 課題等が多くあまり順調ではない、D ほとんど未実施

### (1) 勤労者福祉の充実 達成度：B

#### 就労機会の充実

- ・地域職業相談室の設置について検討した。
- ・国や県の機関や広域的連携により、就職相談者に沿った情報提供に努めている。
- ・ホームページに就職情報を掲載し、就労機会の拡充をはかっている。
- ・2市1町事業として技術講習会を開催したり、障害者を対象とした就職面接会を開催したりしている（各年1回）。
- ・若者向け就職面接会をハローワーク川越の主催により開催している。（年2回）
- ・内職相談員による内職相談の実施（週2日）。

#### 福利厚生の充実

- ・中小企業退職金共済掛金補助制度の実施（平成10年度より実施）
- ・勤労者住宅資金貸付制度を実施。（昭和53年度より実施）

## 4 今後の課題

### (1) 勤労者福祉の充実

#### 就労機会の充実

- ・地域内での相談ができる相談員の配置などの体制が必要。
- ・若者就職面接会においては、ほとんどがハローワークのホームページにより開催を知ったというデータがある。広報誌、市ホームページを見て就職面接会に参加した人が少ない。今後は多くの富士見市に在住する若者就職希望者に向けて周知をする必要がある。
- ・若者就職面接会、障害者面接会においては多くの関係企業に参加してもらうことで魅力ある就職面接会にしていくことが求められる。

#### 福利厚生の充実

- ・中小企業退職金共済補助制度を就労者だけでなく雇用主にも周知する必要がある。
- ・勤労者住宅資金貸付制度については、平成14年より実績がない。抜本的な見直しが必要と考える。

## 第6章

# 市民と行政が 共につくるまち

## 1 目標

- 市民一人ひとりが個人として尊重され、豊かな個性を開花できるいきいきとした地域社会をつくるため、市民参画を基本とした行政運営をすすめ、市民自治の拡充を図ります。
- ボランティアや非営利団体との協力をすすめるとともに、企業等にも地域社会の一員としての役割を求めていきます。
- 広報活動や情報公開制度の充実により市民に適切な情報提供を行うとともに、広聴活動や市民相談機能の充実を図り、市民の意向を反映した行政運営につとめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
1 市民自治の拡充	— (1) 市民参加・協働の推進	— ①市民参加・協働の推進 — ②市民活動の促進と連携 — ③情報提供の充実 — ④広聴活動の充実
	— (2) 市民相談の充実	— ①市民相談の充実

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 市民参加・協働の推進 達成度：B

#### 市民参加・協働の推進

- ・審議会等への公募市民の推進やパブリックコメントの実施など、市民参加機会の拡充を図った。

#### パブリックコメント実施数及び応募件数

平成19年度 3事業 応募件数 計20件、平成20年度 3事業 応募件数 計42件

- ・平成20年度から市政への理解と市民参加及び市民との協働のまちづくりを進める目的で、富士見市協働によるまちづくり講座（通称「出前講座」）を実施。

実施講座件数 82件 参加人数 3,891名

#### 市民活動の促進と連携

- ・NPO法人数（H21年9月末現在） 15団体
- ・団塊の世代を対象としたNPO講座の実施  
平成18年度 30名、平成19年度 18名
- ・平成20年度市民及びNPO団体対象講座 NPO団体交流会 参加者37名
- ・職員研修については、全職員を対象とし、NPOの基礎知識を身につけた。  
平成18年度 80名、平成19年度 95名、平成20年度 49名、平成21年度 12月実施予定
- ・自主防災組織の育成と支援 25団体（組織率約39%）、活動費の補助と活動・ノウハウ等の支援
- ・自主防犯組織支援 全56町会で組織し、防犯グッズ等の支給
- ・市民青色防犯パトロール隊への参加 27町会



### 情報提供の充実

- ・ 広報ふじみ発行  
月1回、約45,000部発行。 A4判、平均24ページ。 印刷事業者が指定された市内約130か所に配送。
- ・ 平成12年に市ホームページを開設し、市に関する情報（事業計画・予算・財政状況等）を積極的に公開するとともに、市民の行政への参画を進めるために、幅広い情報を迅速に提供してきた。
- ・ 電磁的記録によるセキュリティポリシーの見直し及びパソコンからのデータコピーの制限の実施による個人情報漏洩防止対策の強化を行った。

### 広聴活動の充実

- ・ 市長へのメール  
平成20年度 メール205件、はがき等14件、要望書73件、懇談会12件、FAX8件

## (2) 市民相談の充実 達成度：B

### 市民相談の充実

- ・ 市民相談事業の実施。市民の生活上の不安や悩み等、さまざまな相談内容に対応するため、週1回の市民相談（一般・人権・行政）、週2回の弁護士の法律相談、月2回の司法書士の法律相談（平成21年度～）、月1回の税務相談及び住宅相談と、月2回の女性相談、週2回の外国籍市民生活相談を委託により実施し、各分野の専門相談員による相談を実施した。
- ・ 各種相談窓口の明確化。市民が利用しやすい窓口とするため、市民相談と消費生活相談を統合し、「市民相談室」を新設した。（平成19年度）

### 法律相談件数

	不動産	家事	相隣	商事	賠償	その他	行政	計
H20年度	55	314	26	84	71	13	37	600
H19年度	65	307	33	83	62	18	31	599

### 市民相談件数

	不動産	家事	相隣	商事	賠償	その他	行政	計
H20年度	4	46	25	5	4	9	2	95
H19年度	6	45	28	6	4	13	1	103

### その他の相談

- 20年度 税務相談 54件、住宅増改築相談 10件、女性相談 63件、外国籍市民生活相談 176件  
DV相談者数 21件（相談室で受けた分）
- 21年度 司法書士相談 48件（4月～9月まで）

## 4 今後の課題

### (1) 市民参加・協働の推進

#### 市民参加・協働の推進

- ・ 市民が市の事業などに参加し、協働することができるよう、自治基本条例の周知徹底を図り、基本理念を市民に浸透させていくと同時に、市民の意見を反映させるための仕組

みづくりと市民公益活動団体に対する具体的な支援策の検討を進めていく必要がある。

### 市民活動の促進と連携

- ・市民や職員のNPOに対しての情報や認識が不足しているため、講演会や職員向けの研修を定期的実施し、基礎知識を学ぶと同時に、今後市民やNPOと行政が協働していくための基礎を築く必要がある。
- ・地域活動リーダーの高齢化が進んでおり、後継者不足が懸念される。若い人も参加しやすい地域活動にしていく必要がある。

### 情報提供の充実

- ・広報「ふじみ」についての評価について、モニタリングを導入することが必要である。
- ・見やすい・探しやすいホームページを市民に提供することを念頭に、利用者側の満足度を高める。
- ・個人情報保護に関する過剰反応による様々な負の影響が問題となっており、個人情報保護と個人情報の有効活用のバランスをいかにとるべきかが課題となっている。

### 広聴活動の充実

- ・市長へのメールは、要望内容によって、関係機関との調整等、回答までに時間を要するものもある。

## (2) 市民相談の充実

### 市民相談の充実

- ・相談窓口の充実を図ってはいるものの、相談内容によっては、予約が混んでいる場合もあり、他機関の相談窓口を案内することも多々ある。そのため、常に相談需要を把握し、実態に即した相談窓口の見直しを図っていく必要がある。
- ・相談内容も複雑・多様化しており、また最近の相談は、心の病が原因と思われる相談者からの相談も多く、専門相談窓口や関係課への案内に苦慮し、相談処理がスムーズに進行しないケースが非常に多くなっている。
- ・法律相談の会場について、現在市役所とサンライトホールで実施しているが、DV相談による一時保護対応時は、それにかかりきりになるので、他の仕事の対応が大変になるため、職員体制と相談体制の見直しが必要である。

## 1 目標

- 市民がさまざまな活動を通して交流、連携することにより、自治意識が醸成されるような身近な地域社会の形成を図ります。そのため、組織や施設等の条件整備をすすめ、地域活動の推進と支援を行っていきます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
2 コミュニティの推進	— (1) コミュニティ施設の整備	— ① コミュニティ施設の整備
	— (2) コミュニティ活動の支援	— ① コミュニティ活動の支援

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A 順調に進捗、B 課題等はあるがおおむね順調に進捗、C 課題等が多くあまり順調ではない、D ほとんど未実施

### (1) コミュニティ施設の整備 達成度：A

#### コミュニティ施設の整備

- ・地域コミュニティ活動と生活環境の向上を目的に市立集会所の整備を行った。
 

市立水谷東1丁目集会所の土地購入 (H18年度)	約 30,811千円
市立水谷東3丁目集会所の増築工事 (H19年度)	約 5,000千円
市立水谷第1集会所の大規模改修工事 (H21年度)	約 7,800千円
- ・地域団体が事業主体となる事業に対して、補助金を支出した。(修繕は、経費の3/4以内)
 

18年度	1箇所	登戸集会所	老朽化による修繕(戸袋、給排水設備、基礎)	補助金額	1,000千円
19年度	2箇所	羽沢1丁目集会所	老朽化による修繕(雨樋)、便器の様式化	補助金額	約 272千円
		山形集会所	外便所の改修、公共下水道接続工事	補助金額	約 978千円
20年度	3箇所	木染集会所	老朽化による修繕(床の沈みなど)	補助金額	約 266千円
		砂原集会所	空調設備	補助金額	約 485千円
		登戸集会所	空調設備	補助金額	約 469千円
21年度	3箇所	谷津西公民館	公共下水道接続工事	補助金額	約 232千円
		鶴瀬西3丁目西集会所	空調設備	補助金額	約 77千円
- ・21年度からは、一定の要件に該当する町会が管理する地域立集会所を対象として、施設運営費用の負担軽減を目的に土地賃借料、光熱水費に対する支援を開始した。
- ・22年度から市立集会所の長寿命化を図るため、計画的に外壁、屋根を中心とした修繕を行っていく。

## (2) コミュニティ活動の支援 達成度：B

### コミュニティ活動の支援

- ・会員相互の親睦と連絡調整を図り、市役所並びに関係行政機関と協調して、市行政に協力するとともに、民意の反映に努めることを目的に、市内56町会で構成される富士見市町会長連合会への助成を行っている。
- ・県外視察研修（年1回）、防災や防犯の講演会（年1回）、新春交流会（年1回）、ブロック別研修（年4回以上）
- ・町会長全体会議を年に3回程開催し、親睦と情報交換を行っている。
  
- ・虚弱高齢者のサロン活動を開催している市民グループの支援として、交流センターの施設を活用する交流事業「西交サロン」を年3回実施している。（鶴瀬西交流センター）
- ・21年に「鶴瀬西交流センター友の会」が発足した。利用者・町会・商店会・地域団体の方々が参加し、交流センターを地域の拠点として活用していくための運営について、市民と行政が協働していく基盤づくりが出来た。
- ・市民相互交流の支援（新旧・多世代住民の交流の場としての地域イベント・文化祭等の開催。また、地域に伝わる伝統行事等の継承支援）（ふじみ野交流センター）

## 4 今後の課題

### (1) コミュニティ施設の整備

#### コミュニティ施設の整備

- ・集会所用地を借地しているところでは、用地取得を計画的に進める必要がある。
- ・集会所の管理業務について検討をする必要がある。

### (2) コミュニティ活動の支援

#### コミュニティ活動の支援

- ・会員相互の親睦と情報交換をさらに進めるうえでも、地域での研修が各ブロックごとに1回程度のため、2回以上に増やす必要がある。
- ・全体会についても、情報交換等が行われているものの、市役所からのお願い事項が多く、会議の趣旨やあり方を検討しなければならない。
- ・町会加入について推進を図る。

(参考) 各町会の広報配布部数/世帯数

26,947部/38,048(6町会は配布部数不明のため除く) = 70.82%

- ・高齢化が一層進む中、地域の町会等と連携し、孤独な高齢者や引きこもりの高齢者が集い交流する機会を更に充実していくことが必要である。（鶴瀬西交流センター）
- ・就労等世代参加の促進を図る。（熟年世代・乳幼児世代に比し、学生・就労世代の参加が少ない。）（ふじみ野交流センター）

## 1 目標

- 男女が、社会生活における対等なパートナーとして共に責任を担いつつ、その個性と能力を十分発揮することができるよう、男女共同参画を推進します。そのため、男女共同参画基本法に沿って市民とともに男女共同参画計画を推進し、総合的な施策をすすめます。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
3 男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画の推進	①男女共同参画意識の啓発 ②男女共同参画活動の支援 ③男女共同参画推進のための条件整備

## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 男女共同参画の推進 達成度：A

#### 男女共同参画意識の啓発

<講演会> H18「沖藤典子一夫婦のあり方」 H19「向井万起男一宇宙・人生・夢」 H20「西田小夜子一妻と夫の定年塾」

<セミナー> 子育て・DV・性教育・食と健康・定年後の人生設計・おしゃれなどをテーマに開催

<情報の発信> 毎月市広報「いっぽいっぽ」のコーナーで男女共同参画に関する情報発信

<発行物> 「パパッとやってみよう（男性の家事・育児支援）」「ジェンダーチェック（児童・生徒の意識啓発）」「富士見市男女共同参画推進条例リーフレット（一般市民）」

#### 男女共同参画活動の支援

- ・ 婦人会活動費補助金の交付（1人800円） H20年度84千円
- ・ 男女共同参画推進会議の開催（一般公募のみで、関心のある市民を募り、協働で男女共同参画に関する事業を企画・運営する）

#### 男女共同参画推進のための条件整備

- ・ 男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（第2次）見直し（H17年度）
- ・ 富士見市男女共同参画推進条例の制定（H20年7月）
- ・ 男女共同参画社会確立協議会の開催
- ・ 男女共同参画推進庁内連絡会議の開催
- ・ 男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画関係各課進捗状況調査の実施
- ・ 男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画（第3次）策定（H21年度）
- ・ 富士見市自治基本条例にもとづく、審議会等の運営における確認及び協議（審議会等の女性委員比率）H21年度 30.6%（目標値H22年度 40%）

## 4 今後の課題

### (1) 男女共同参画の推進

#### 男女共同参画意識の啓発

- ・意識啓発は、その達成度を測定することが困難であり、また男女共同参画の範疇も幅広い。そのため、市民意識の的確な把握とバランスの良い啓発事業の実施、そして広く理解が得られる情報提供や啓発が課題である。

#### 男女共同参画活動の支援

- ・少子高齢化や経済情勢の変化等を視野に入れ、市民に求められる男女共同参画の視点を探求しながら、その具体的支援の方法を検討する必要がある。また、婦人会活動費補助金交付事業は当初の目的を達成しているので、今後は男女共同参画を推進する団体の育成のために、補助金のあり方を検討したい。

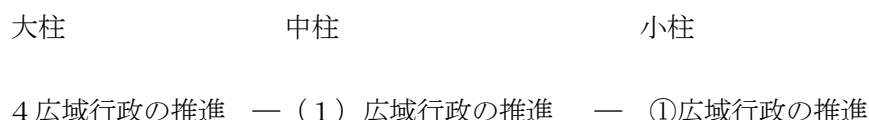
#### 男女共同参画推進のための条件整備

- ・条例の制定は、大きな成果の1つであるが、今後はその周知と理念に適った運営に努めることが課題である。  
また、審議会等の女性比率向上のために、市民公募の女性割合を高めるだけでなく、団体の長や識見を有する者の中から女性の割合を高めていく必要がある。

## 1 目標

- 市民の行動圏、生活圏が拡大することにより行政需要が多様化、高度化しているため、広域的な視点に立った施策を展開し、合理的な行政サービスをすすめていきます。また、近隣自治体をはじめ、県や他の自治体との連携により、地方分権の時代にふさわしい相互協力体制を強めていきます。
- 上福岡市、大井町、三芳町との合併については、2市2町で構成する合併協議会の議論を含めて市民の意向把握につとめ、その方向性を検討し、決定していきます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取り組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 広域行政の推進 達成度：A

#### 広域行政の推進

(埼玉県西部第一広域行政推進協議会)

- ・埼玉県西部第一広域行政推進協議会（10市3町）において広域的な行政課題解決のための協議・検討を行った。荒川右岸流域下水道終末処理場の方向性等について協議

(一部事務組合)

- ・消防、し尿、ごみ、火葬場・斎場については、一部事務組合による共同処理により、事務の効率化を図っている。  
火葬場、斎場「しのめの里」の供用開始（H20年6月）
- ・体育施設、図書館の相互利用（ふじみ野市、三芳町）の継続実施。

## 4 今後の課題

### (1) 広域行政の推進

#### 広域行政の推進

(埼玉県西部第一広域行政推進協議会)

- ・埼玉県西部第一広域行政推進協議会については、現在、平成23年度で廃止予定となっている。

(一部事務組合)

- ・二市一町の近隣地域については、現在行っている公共施設の相互利用に限らず、他の分野でも住民サービスの向上につながる広域的サービスの提供が可能なものを調査研究する必要がある。

## 1 目標

- 市民の生活向上をめざして、多様な行政需要に対応したサービスの提供につとめます。このため、社会情勢や市民要望の変化に応じて、公共工事を含めた事務事業の見直しを行います。また、職員の政策形成能力や事務処理能力等資質の向上、庁内事務の情報化等をすすめて、計画的で効率的な総合行政をすすめていきます。
- 行政内部の連携と連絡を密にし、課題に対して適切で柔軟に対応できるような組織、体制の形成を図ります。

## 2 体系図

大柱	中柱	小柱
5 計画的な総合行政の推進	(1) 計画的で効率的な行政運営の推進  (2) 人材の育成と活用  (3) 使いやすい公共施設の整備	①計画行政の推進 ②行政経営改革の推進 ③電子市役所の推進 ④組織体制の整備 ⑤民間活力の活用  ①人事管理の充実 ②職員の意識改革  ①公共施設の整備 ②公共施設の有効活用 ③窓口サービスの改善

## 3 後期基本計画に基づく取り組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 計画的で効率的な行政運営の推進 達成度：B

#### 計画行政の推進

- ・市民の満足度を把握し、今後の計画策定や行政運営等に活かすため、市民意識調査を実施した。  
 住みごころ満足度 「住みよい」 H18年度 60.1% H21年度 62.5%
- ・総合計画や部局運営方針等をわかりやすく市民に伝えるため、「行政経営プラン」を発行した。(H19・20年度)
- ・第5次基本構想・前期基本計画の策定に着手した。(H21年度)

#### 行政経営改革の推進

- ・行政経営戦略会議と行財政改革市民会議を開催(H18年度～)
- ・第4次行財政改革大綱(H17年度策定)及び民間活力導入行動計画(H18年度策定)に基づく行革を推進している。
- ・入札の透明性、公正性を確保し、かつ競争性を高めることによる財政効果向上を図るた



め、一般競争入札の実施を積極的に推進した。

一般競争入札実施件数／工事関係入札件数 19年度 20/88 (22.7%)、 20年度 49/64 (76.9%)

### 電子市役所の推進

- 各種申請手続きなどについてインターネットを活用し、市民サービスの向上につとめるとともに、事務の効率化を図るため IT 化をより一層推進した。(H17 年度～実施中)  
H21 年 4 月時点 電子申請可能事務 47 事務 (H22 目標 53 事務)  
申請件数 H19 年度 141 件 H20 年度 139 件
- 19 年 7 月より電子入札を導入し、入札手続きの透明化、事務の簡素化が図られた。(埼玉県電子入札共同システムに加入)  
電子入札執行件数/入札件数  
20 年度 80/132 (電子入札実施率 60.6%)  
19 年度 29/145 (電子入札実施率 20.0%)

### 組織体制の整備

- 簡素で効率的な組織を構築するため組織機構改革を実施した。  
(H19 年度) 市長部局 1 室 7 部 36 課⇒1 室 5 部 34 課

### 民間活力の活用

- 平成 18 年度以降 8 種 18 施設について指定管理者制度を導入した。
- 平成 21 年度から指定管理者制度導入施設において、モニタリングを実施している。

## (2) 人材の育成と活用 達成度：B

### 人事管理の充実

- 定員適正化計画の見直し  
多様化・高度化する行政ニーズへの的確に対応しつつ、厳しい財政状況への対応するために、平成 16 年度に策定した定員適正化計画を見直し、職員定数の適正化を行った。(H20 年 4 月)
- 給与構造改革の実施  
給与構造改革を実施し、職務・職責に応じた給料表を構築した。また、これに伴って、勤務成績に応じた給与体系を確立すべく、人事評価制度の導入を目指し、一部部署での試行を行った。(H18 年度、19 年度)
- 職員の心のケアの観点から、精神保健福祉士による面談を行っている。(H21 年度)
- 正規職員採用試験における受験年齢の引き上げ
- 一般職の任期付職員の採用制度について、条例を制定した。(H20 年度)

### 職員の意識改革

- 職員自身が自発的に自己の能力開発に取り組むことが出来るよう、通信研修に対する助成を開始。(H18 年度より)
- 行財政改革の一層の推進を図るとともに、意欲的な若い職員の育成を図るため、行財政改革政策提言プロジェクト(若手プロジェクト)を実施。(H18、19 年度)
- より高度で専門的な能力を開発するため、他の研修機関などへの派遣を実施。
- 社会の流れに適切に対応できる職員を育成するため各種特別研修を実施。
- 住民の信頼と満足を得る行政の推進のため、接遇関係の研修を実施。

### **( 3 ) 使いやすい公共施設の整備 達成度：B**

#### **公共施設の整備**

##### 施設の耐震化

- ・本庁舎は、昭和48年の建設から35年が経過し、施設及び設備の老朽化が進んでおり、市民が快適かつ安全に施設を利用できるよう改修工事を行った。  
H18年度：耐震診断調査、防水改修工事 H19年度：工事設計 H20年度：耐震補強・バリアフリー改修工事
- ・小中学校の校舎の耐震化工事は全て終了し、平成22年度までに体育館の耐震化工事も終了する予定である。
- ・保育所、公民館、老人センター等の施設の耐震化を進めるために耐震診断を実施している。  
ユニバーサルデザインに配慮した整備
- ・本庁舎の耐震補強工事に併せ1階、2階に多目的トイレを設置するとともに、点字誘導ブロックを設置した。
- ・西出張所、鶴瀬公民館、キラリふじみにオストメイトを設置した。

#### **公共施設の有効活用**

- ・富士見市地域施設等連携推進委員会（事務局：鶴瀬公民館）において部局を超えた各施設、関係各課間の連携、連絡調整の体制整備などについて検討。（平成18年度～）
- ・公の施設連絡調整会議及び同作業部会（事務局：鶴瀬公民館）において、施設利用に関する問題（利用受付の開始日の変更、使用料免除団体の申請簡略化など）や利用サークル情報を市HPへ掲載する調整などを行った。

#### **窓口サービスの改善**

- ・ふじみ野駅周辺地域に住む市民の利便性向上のため、ふじみ野出張所を開設した。（平成18年7月）
- ・年度末、年度始めの住民異動の混雑緩和と市民の利便性向上のため、休日の臨時窓口開庁を実施した（平成19年度～）  
開庁日 平成20年3月29日（日）、4月5日（日） 来庁者数 延べ320人  
平成21年3月30日（日）、4月6日（日） 来庁者数 延べ330人
- ・平成20年度に窓口改善検討委員会を設置し、総合窓口の導入や市民が利用しやすいレイアウトの検討をしている。（平成20年度4回開催）

## **4 今後の課題**

### **( 1 ) 計画的で効率的な行政運営の推進**

#### **計画行政の推進**

- ・計画的で効率的な行政運営の推進を図ることから、行政評価を取り入れていく必要がある。

#### **行政経営改革の推進**

- ・行政経営も拡大型経営から選択集中型経営へと移行していく必要がある。

#### **電子市役所の推進**

- ・電子申請届出サービスは、サービスを受けるための環境を個々に整える必要があるた

め、利用率が伸び悩んでいる。

- ・業者が電子入札に参加するためにはシステムの参加登録など様々な手続きや準備費用が必要となるため、現在の入札でも混在している状況になっている。

### **組織体制の整備**

- ・第5次基本構想の策定に合わせた組織の見直しが必要である。

### **民間活力の活用**

- ・今後の職員減少及び財政状況等考慮し、指定管理者制度、業務委託拡充を図っていく必要がある。

## **(2) 人材の育成と活用**

### **人事管理の充実**

- ・職員定数の適正化を推進するためには、更なる民間活力の導入などを検討する必要がある。
- ・職務・職責に応じた給与体系を確立するためには、業務実績を適切に反映させるための仕組みが必要であることから、人事評価制度の構築をすすめる必要がある。
- ・職員の大量退職に伴う行政の停滞化を招かないためにも、適正な昇任制度の構築（試験制度）を進める必要がある。
- ・職員の心のケアに関し、予防も大事であるが、初期段階での対応も必要不可欠である。

### **職員の意識改革**

- ・市民等への対応におけるクレームはいまだに散見されるため、接遇研修のあり方を見直す必要がある。
- ・自主的に研修に参加しようとする意欲のある職員はいるものの、職場の状況などから積極的な参加が難しい状況も見受けられる。
- ・OJTについては、現場に任されており、各職場の状況によって取組状況に差が生まれてしまっている。

## **(3) 使いやすい公共施設の整備**

### **公共施設の整備**

- ・本庁舎は、施設及び設備の老朽化が年々深刻化しているため、計画的かつ総合的な改修が必要である。
- ・既存施設のバリアフリー化を進める上で特に車いすトイレが限られたスペースの中で県条例に合致した仕様が出るのか調査検討が必要である。また、公民館のエレベーター設置についても検討が必要である。

### **公共施設の有効活用**

- ・会議をしても公平性や統一性の問題が主体にあり、まちづくりの視点についての議論があまりできていない。
- ・地域施設等連携推進委員会においては、形骸化しつつあるので、もっと柔軟に協議できるような体制作りが必要である。

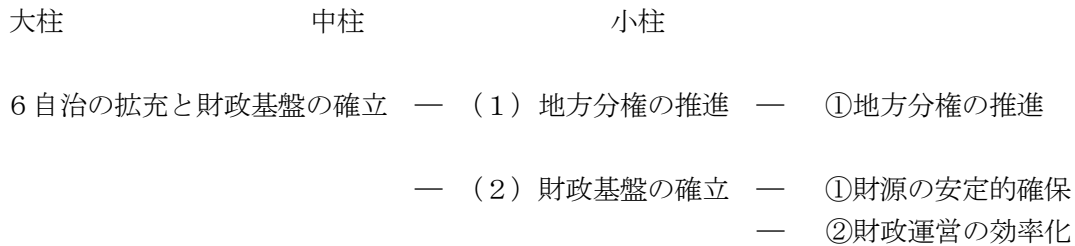
### 窓口サービスの改善

- 市内6か所の出張所のあり方については、行政経営戦略会議や行財政改革市民会議から、様々な意見・指摘が出されており、今後、総合支所化やふじみ野出張所の抜本的改善等も含め、調査・検討していく必要がある。
- 市民のライフスタイルの多様化に伴い、市役所に求められる市民ニーズも多様化している。今後は、通年の休日開庁をはじめ、更なる窓口サービスの改善・充実について検討していく必要がある。

## 1 目標

- 地方分権による自治の拡充をめざし、制度改正を含め、国、県への要請を行っていきます。
- 市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保につとめるとともに、長期的視点に立った計画的で効率的な財政運営をすすめ、健全な財政を確立していきます。

## 2 体系図



## 3 後期基本計画に基づく取組み実績

達成度：A順調に進捗、B課題等はあるがおおむね順調に進捗、C課題等が多くあまり順調ではない、Dほとんど未実施

### (1) 地方分権の推進 達成度：B

#### 地方分権の推進

##### 権限の移譲状況

平成18年度 2事務 農協等が行う土地改良事業の認可等、町字の新設等の告示  
(移譲事務数42事務)

平成19年度 5事務 有害鳥獣の捕獲等許可、販売禁止鳥獣等販売許可、未熟児の訪問指導、屋外広告物の許可等、消費生活用製品安全法に係る報告の徴収等  
(移譲事務数47事務)

平成20年度 4事務(1事務減) 家庭用品品質表示法に係る報告の徴収等、母子及び寡婦福祉資金の貸付申請の受理、景観法に基づく届出の受理等、特定路外駐車場の基準適合命令等  
(移譲事務数50事務)

平成21年度 3事務 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可等、郵便による不在者投票制度における障害程度証明、精神障害者保健福祉手帳の再交付  
(移譲事務数53事務)

##### 市民に直接影響があると思われる移譲事務について

- ・未熟児の訪問指導 平成19年度 24回訪問、平成20年度 20回訪問
- ・母子及び寡婦福祉資金の貸付申請の受理 平成20年度 4件、平成21年度4件
- ・郵便による不在者投票制度における障害程度証明 (H21～) 0件
- ・精神障害者保健福祉手帳の再交付 (H21～) 0件

### (1) 財政基盤の確立 達成度：B

#### 財源の安定的確保

- ・新たな事業所の進出促進や商工業の振興などによる自主財源の確保については、大きな

進展がなかった。

- ・収納対策室と連携し、換価可能である預貯金や生命保険の解約金の差押えの実施等により、滞納税額の圧縮に努めた。
- ・国民健康保険税の滞納者に対し、短期証や資格証を交付し、納税相談の機会を設け、計画的な納付勧奨を行った。
- ・平成 20 年度休日開庁年間 12 日、毎週木曜日午後 7 時まで開庁し、納税環境の拡充を図った。

#### 財政運営の効率化

- ・平成 18 年度以降、予算編成に枠配分方式を導入した。
- ・平成 18 年度、平成 19 年度予算編成の査定段階において、補助金・負担金を精査した。
- ・平成 18 年度以降の予算編成において、一部事務組合に係る負担金を精査した。
- ・平成 21 年度、民と官の連携による公共サービス改革検討委員会を設置し、補助金の交付基準等について見直しの検討をしている。

## 4 今後の課題

### ( 1 ) 地方分権の推進

#### 地方分権の推進

- ・権限の移譲を受けるとどのような施策に繋がられ、市民サービスの向上に寄与していただけるのかを政策的な観点でもっとよく検討する必要がある。
- ・平成 2 3 年 4 月から施行予定の新分権一括法により、一括的に権限移譲が行われる可能性があり、そのための体制作りが求められる。

### ( 2 ) 財政基盤の確立

#### 財源の安定的確保

- ・依存財源体質からの脱却を図り、自主・自立した自治体の構築に向けた取組みが必要である。
- ・経済情勢の悪化による所得減少や失業に伴う滞納者の増加が見込まれる。
- ・休日開庁の拡充やコンビニ収納の導入等、納税しやすい環境の整備が必要である。
- ・財産の差押え、滞納処分の執行停止等、法に基づく処分の広範でよりの確な運用を図る。

#### 財政運営の効率化

- ・平成 17 年度に比し経常収支比率は改善傾向にあるものの、未だ高止まりの状態であるため、引き続き緊縮財政の維持に努める。  
また、継続事業については、現在の社会情勢等を考慮しながら必要性について随時見直しを行い、予算を重点的かつ効果的に執行できるように、経常経費の節減に努める。